

男女共同参画プランよっかいち実施計画
平成24年度進捗状況報告書

平成25年11月
四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図	2
1．事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	3
基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
進捗状況調査表	6
基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり	10
進捗状況調査表	13
基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重	19
進捗状況調査表	22
2．審議会による評価	28
実施計画の進捗に関して参考とする指標	30

はじめに

四日市市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、条例に基づく基本計画の策定について男女共同参画審議会に諮問し、平成19年6月に「男女共同参画の推進に関する基本計画についての答申」をいただきました。この答申を踏まえ、平成22年3月に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、翌23年3月には、プランをより実効性のあるものとするために、数値目標を示した「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定いたしました。

この実施計画は、平成22年度から平成26年度までの5年計画とし、年度ごとに進捗状況を報告していくこととしています。

今回は、実施計画の3年目である平成24年度の事業の実施状況について点検、評価を行ったものです。評価の仕方については、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、その結果と数値目標の進捗状況を併せて、男女共同参画審議会において3つの基本目標ごとの評価、及び総括評価をいただきました。

担当所属での自己評価の方法については、前年度の審議会において、事業を実施できたかどうかという視点ではなく、成果を評価するような方法の検討の必要性をご指摘いただきましたが、現行の実施計画には重点課題毎に目標指標を設定し、その成果を評価する形となっており、目標値設定をしていない各事業の成果を評価することは非常に困難です。今後、次の計画(平成27年度施行予定)においては、より実質的な評価ができるよう、指標の設定も含めて検討していきます。

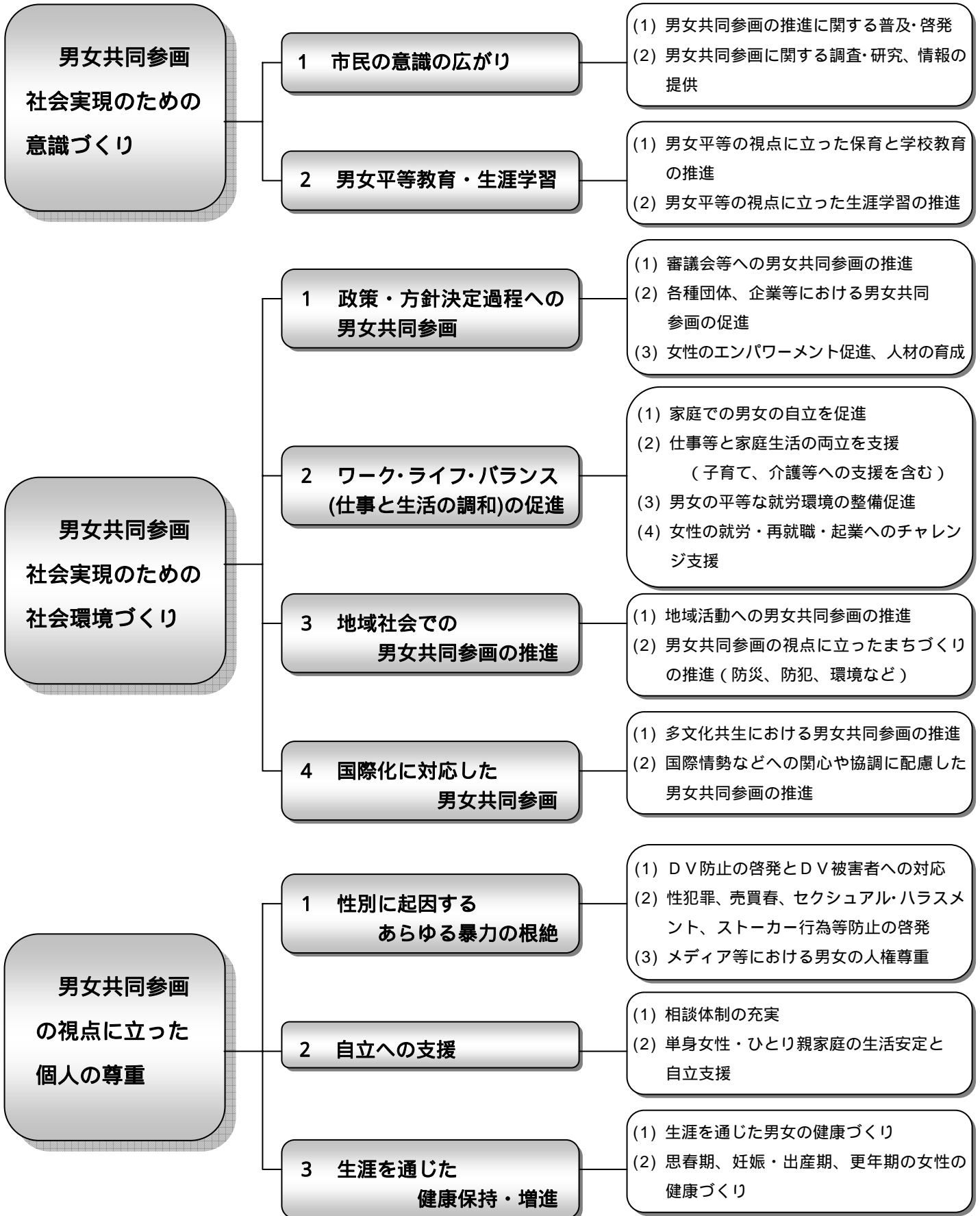
今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図

【基本目標】

【重点課題】

【施策の方向】



1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり

(1) 指標 「男女平等観を育てる講座等への参加人数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	6 1 3 人
実績値 (平成 22 年度)	5 7 4 人
(平成 23 年度)	7 9 2 人
(平成 24 年度)	6 6 2 人
目標値 (平成 26 年度)	6 5 0 人

指標の設定について:

市民に広く男女共同参画について考えていただくきっかけづくり、また学習を深めていただく機会の提供がどの程度できたかを示すものとして、「男女平等感を育てる講座等への参加者数」(男女共同参画センターで開催される「さんかくカレッジ」(1)の受講者数のみをカウント)を指標として設定した。

目標値設定と実績評価:

目標値については、どれだけ市民に広く男女共同参画について考えていただく機会を提供できるかという意味で、基準値以上の機会を提供することを目標に、650人という数値を設定した。

平成 24 年度実績については、市民グループから 5 企画 18 講座提案され、トータルでは平成 23 年度を上回る 11 企画 32 講座が実施できたが、参加者数は昨年度を下回ってしまった。これは、平成 24 年度の市民企画講座の中に、公開講座として単発で参加可能な講座が決定されていなかったことが一因と考えられる。全体の内容としては、昨年度と同様、対象を女性だけでなく、子どもや男性など幅広く設定し、受講者層は広まってはいるものの、企画によって参加者数にばらつきがあるため、今後も目標値を達成できるよう、参加しやすい日時設定、周知方法などを改善し、魅力ある講座の開催に向けて市民グループ等との協働を進めていく必要がある。

【実績内訳】

1 「さんかくカレッジ」とは、男女共同参画センターで実施する男女共同参画に関わる学習や啓発のための講座で、登録グループによる企画と男女共同参画センターによる企画がある。(連続講座を基本とする。)

男女共同参画と料理講座	: 1 企画 (3 講座)	参加者	85 名 (市民企画)
子どもさんかくカレッジ	: 2 企画 (2 講座)	参加者	58 名
男性向け料理 (家事) 教室	: 2 企画 (7 講座)	参加者	94 名 (内 1 企画は市民企画)
父親向け育児講座	: 1 企画 (3 講座)	参加者	55 名 (市民企画)
家族向けお片づけ教室	: 1 企画 (3 講座)	参加者	60 名 (市民企画)
女性向け就職応援講座	: 1 企画 (5 講座)	参加者	39 名
健康支援講座	: 2 企画 (8 講座)	参加者	199 名 (内 1 企画は市民企画)
女性のための自己啓発講座	: 1 企画 (1 講座)	参加者	72 名

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

重点課題1 「市民意識の広がり」

男女共同参画の推進に関する普及・啓発

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワーメントを積極的に進めるため、さまざまな講座や媒体を活用し、市民やNPOなど各種団体とも協働しながら啓発事業を進めていきます。

男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供

本市の実状を常に把握し、市民ニーズに応じていくためには、定期的に調査を実施・分析し、その結果を施策に反映させていく必要があります。

また、人々の意識や慣行が形成されるうえでメディアの果たす役割は、極めて大きいことから、

男女共同参画の視点に立ったメディア表現を進める一方、市民が様々な情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力を身につけることができるよう働きかけを行います。

重点課題2 「男女平等教育・生涯学習」

男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進

市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすため、子どもの発達段階に応じた意識の育成を図ります。

男女平等の視点に立った生涯学習の推進

子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるような視点が大切です。男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないよう、市民団体等とも協働して学習機会の提供を行います。

(3) 主な取り組み状況

重点課題1 「市民意識の広がり」

男女共同参画センターにおいて、男女共同参画意識の醸成、女性のエンパワーメント及び登録グループの活動支援等を目的に、市民協働による講座の開催、出前講座の実施、グループ交流会の開催、情報紙の発行等、継続的に取り組んだ。平成24年度は、地域での男女共同参画の推進に向け、地区市民センター館長向け研修を開催し、また出前講座の利用促進を働きかけた。〔コード1・2・4・5・7〕

庁内各所属において職場研修等の機会を捉えて職員に意識付けを行い、また各所属が行う出前講座において市民の意識改革を図ることを引き続き行った。〔コード:3・6〕

重点課題2 「男女平等教育・生涯学習」

男女平等の視点に立った保育・学校教育を推進するため、児童福祉課（平成25年度からは保育幼稚園課）教育委員会において、指導者研修の実施、学校・園での不必要な男女の区別の見直しを継続的に実施している。また、中学校では、男女共に個性を生かし自己実現をしていく力及び社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるために、職業体験をはじめ、すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進めた。一方、保育園では子どもたちに保育体験の機会を提供するために、中学校の職場体験や高校生の保育体験学習を積極的に受け入れた。〔コード:1・2・3・4〕

セクシュアル・ハラスメントの防止と対応を強化するため、教育委員会では全ての小・中学校で職員研修を実施した。また、全教職員にアンケートを実施して状況の把握に努め、必要に応じて対応した。〔コード:5〕

年齢、性別を問わず広く男女平等観を育てるため、男女共同参画センターでは、特にこどもや男性向きの講座を充実させたほか、地区市民センターでも、男性の家事参加等の講座を開催した。また、子育て世代の方も参加しやすいように、講座開催時に託児を実施した。〔コード:6・9〕

男女共同参画センターで、地域で活動するグループ・指導者の育成を目的に、「登録グループのつどい」を開催し情報交換や、グループ間同士の連携づくりの支援を行い、

また「はもりあフェスタ」で各グループ主催のワークショップ等への相互参加を働きかけた。また人材リスト登録者とともに研修を実施した。（コード：7・8）

(4) 事業実施自己評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表（基本目標 ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	男女共同参画の理念やジェンダーについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	・地区市民センターなど地域での出前講座の開催 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウムなどの開催	・さんかくカレッジ(市民企画含む) 映画上映 ・はもりあフェスタ 出前講座	・さんかくカレッジ(市民企画含む) 11企画 32講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ 出前講座 9回	A	・地域での男女共同参画の推進に向けて、地区市民センター職員等の意識啓発と出前講座の利用を促進するため男女共同参画アドバイザーとも協力して各種団体への働きかけを進める	・さんかくカレッジ(市民企画含む) 映画上映 ・はもりあフェスタ 出前講座	・男女共同参画啓発のための講座や映画会、女性のエンパワメントのための講座、グループの活動支援などを市民との協働で実施していく ・各地域への働きかけを進めるため、各地区市民センターとの連携を強化する	男女共同参画センター	
2	男女共同参画の視点に立った情報提供	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターだより)」などの発行 ・ホームページなどによる情報提供の充実 ・男女共同参画センター図書書の充実	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年1回) ・メールマガジンの発行 ・ホームページによる情報提供 ・広報よっかいちによる情報提供 ・地区市民センターお知らせへの情報提供 ・図書・資料等の貸出し	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年1回) ・ホームページによる情報提供 ・アクセス数(73,689件) ・広報よっかいちによる情報提供 ・地区市民センターお知らせへの情報提供 ・図書・資料等の貸出し ・図書の貸出冊数(1,330冊)	A	・メールマガジンについては多くの利用者がメールアドレスを変更しており、配信が難しくなったため、新たにソーシャルネットワークの活用を検討する	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年2回) ・ホームページによる情報提供 ・広報よっかいちによる情報提供 ・地区市民センターお知らせへの情報提供 ・図書・資料等の貸出し	・情報紙「はもりあ」を毎月発行する ・新たなソーシャルネットワークの活用の検討 ・広報よっかいち及び各地区広報紙への記事掲載の働きかけを継続して行う	男女共同参画センター	
3	固定的な役割分担の慣行等の見直し	・あらゆる機会を通じて、地域、職場、家庭、学校等における慣行等の見直しについて啓発	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。	・出前講座で市民の意識改革を図った ・職員研修等で意識付けを行った ほか	A	・出前講座で市民の意識改革を継続して行う ・職員研修等で意識付けを行う ・など様々な場面で啓発を行っていく	・出前講座で市民の意識改革を図る ・職員研修等で意識付けを行う	・出前講座で市民の意識改革を図る ・職員研修等で意識付けを行う ほか	各課	
4	女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の提供	・さんかくカレッジなど各種講座の充実 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウム等の開催	・さんかくカレッジ(市民グループへの委託を含む)の開催 ・映画上映 ・はもりあフェスタの開催 ・出前講座	・さんかくカレッジ(市民企画含む) 11企画 32講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ 出前講座 9回	A	・新たなソーシャルネットワークを活用して周知を行っていく	・さんかくカレッジ(市民グループへの委託を含む)の開催 ・映画上映 ・はもりあフェスタの開催 ・出前講座	・女性のエンパワメントのための講座のほか、女性自身の意識啓発につながる事業を実施していく(カレッジ、映画上映、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、出前講座等)	男女共同参画センター	
5	女性団体・グループのネットワークづくりと活動への支援	・市民グループ(団体)が実施する男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する支援 ・日本女性会議などへの派遣研修の実施 ・男女共同参画センターの利用を促進 ・市民グループ(団体)のネットワークづくりを促進	・市民グループとの協働事業の実施 ・はもりあフェスタの開催 ・登録グループのつどいの開催	・市民グループとの協働事業の実施 15件 ・はもりあフェスタの開催 ・登録グループのつどいの開催(2回)	A	・登録グループのつどい等を活用して、市民グループ同士のネットワーク作りを推進する	・市民グループとの協働事業の実施 ・はもりあフェスタの開催 ・登録グループのつどいの開催	・登録グループの活動支援やネットワーク化を促進し、市民(グループ)との協働をすすめていく ・男女共同参画センターでの支援活動について広く情報提供をしていく。	男女共同参画センター	
6	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・職員研修により啓発 ・刊行物の表現の確認 ほか	・常に男女共同参画の視点に立ったメディア表現を行った ・「広報よっかいち」をはじめ、刊行物の掲載記事の内容表現が適切であることを確認した ・職員研修により意識づけを行った ほか	A	・職員研修等による意識の啓発を行っていく ・男女共同参画の視点に立って刊行物などが適切な表現となっているか確認をしていく ほか	・職員研修により啓発 ・刊行物の表現の確認 ほか	・職員研修等で啓発 ほか	各課	
7	メディア・リテラシーの向上	・メディア・リテラシーに関する講座の開催	・職員研修等での啓発 ・デートDV防止講座での啓発 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・市民向け啓発講座の開催	・職員研修(6回) ・デートDV防止講座での啓発(3回) ・情報紙「はもりあ」での啓発(1回) ・はもりあフェスタで講座開催(市民及び職員向け)(1回)	A	・メディアリテラシーに関する講座を継続実施するとともに、様々な研修の機会を捉え、情報を読み解く視点についての啓発を行っていく	・職員研修等での啓発 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・市民向け啓発講座の開催	・職員研修等で継続して啓発する ・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する ・メディア・リテラシーの講座を企画する	男女共同参画課 男女共同参画センター	
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布 ・出前講座の開催	・街頭補導による見守り活動(年間延べ400回実施) ・有害情報対策研修会(教職員・保護者を対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布 ・出前講座(eネット安心講座)の開催(年13回)	A	・ネットトラブルをはじめとした有害情報対策については、常に最新の情報を収集しつつ新たな問題事例を確認し、研修会や出前講座等の内容に反映させていく必要がある	・街頭補導等による見守り活動 ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会の開催 ・啓発パンフレット等の作成・配布 ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(eネット安心講座)の開催	・街頭補導等による見守り活動を行う ・教職員・保護者を対象とした有害情報研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う ・子どもの安全安心対策について広く啓発するため、出前講座を開催する	こども未来課 (青少年育成室)	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」

コード	推進施策	実施事業	24年度		進捗状況	今後の課題・対策	25年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績			事業計画	事業実績		
1	個を大切にされた保育・教育の充実	・ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・男女共同参画に係る校・園内研修(人権教育研修も含む)を行う。 幼稚園 23/23園 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めている ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ・職業体験学習 中学校 22/22校	・男女共同参画に係る校・園内研修(人権教育研修も含む)を行う 幼稚園 23/23園 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めている ・職業体験学習 中学校 22/22校 協力事業所数 延べ 1070事業所 社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職業体験を実施している。 ・他にも、すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進めている。	A	・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めている	・男女共同参画に係る校内研修(人権教育研修も含む)を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ・職業体験学習 中学校 22/22校 社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職業体験を実施する。 ・他にも、すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。	・キャリア教育等の充実により、自己実現をしていく力の育成に努める	指導課	
			・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる	・特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育を実施した	A	・園における集団生活のなかで、園児に対して、ジェンダーにとらわれない、個を大切にされた保育の充実を図っていく	・ジェンダーにとらわれず、進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成していく	保育幼稚園課		
2	保育士・教職員に対する研修の充実	・講演会、事例研修、公開保育の実施	・公開授業・保育を実施することで研修を深めている 幼稚園 23/23園 小学校 40/40校 中学校 22/22校	・公開授業・保育を実施することで研修を深めている 幼稚園 23/23園 小学校 40/40校 中学校 22/22校	A	・事業の推進と継続	・公開授業を実施することで研修を深めている 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・授業公開・研修等を実施、教員の資質向上を図る	指導課	
			・保育士の人権意識高揚のための研修を行う 研修回数 7回、参加人員 40名 内容:講演会、事例研修、公開保育	・男女共同参画社会の実現に向けて、事例研修、公開保育、あるいは講演会を実施し、保育士における意識の向上を図った	A	・個を大切にされた保育の充実を図っていくためには、保育士に対して研修の充実を引き続き図る必要がある	・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士等の研修を行う	保育幼稚園課		
3	男女間で不必要な区別、慣習や慣行の見直し	・性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・不必要な区別・慣習の見直し ・保護者・地域との協働による男女共同参画の学習の推進 ・子ども一人一人が個性や能力を発揮できるよう社会体験学習の実施	・不必要な区別・慣習の見直しをさらにを行い、男女共同参画の視点に立った教育を進める 幼稚園 23/23園 [導入済み] 小学校 40/40校 中学校 22/22校	A	・不必要な区別・慣習の見直しをさらにを行い、男女共同参画の視点に立った教育を進める	・不必要な区別・慣習の見直し ・子ども一人一人が個性や能力を発揮できるよう社会体験学習の実施	・不必要な区別・慣習の見直しをして、男女共同参画社会の実現をめざす教育を進める	指導課	
			・保育園 25/25園にて導入済みであるが、見直しを継続して行う ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないか注視していく ・遊びの中での遊具や色などの区別がないかを注視していく	・園生活のなかで、例えば、道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など男女別になっていないか確認した。また、園での遊びのなかで、遊具や色などの区別がないかを確認するなど、不必要な区別、習慣等を注視した	A	・園内での男女間の不必要な区別、慣習、あるいは慣行の見直しを徹底していく必要がある	・園において、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進していく	保育幼稚園課		
4	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	・子どもと保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身につける学習の推進 ・子ども一人ひとりが個性や能力を発揮できる生き方ができるよう、職業観や勤労観を育てる社会体験学習等の実施	・不必要な区別・慣習の見直し ・保護者・地域との協働による男女共同参画の学習の推進 ・子ども一人一人が個性や能力を発揮できるよう社会体験学習の実施	・不必要な区別・慣習の見直しをさらにを行い、男女共同参画の視点に立った教育を進めた 小学校 40/40校 中学校 22/22校	A	・不必要な区別・慣習の見直しをさらにを行い、男女共同参画の視点に立った教育を進める	・不必要な区別・慣習の見直し ・子ども一人一人が個性や能力を発揮できるよう社会体験学習の実施	・不必要な区別・慣習の見直しをして、男女共同参画社会の実現をめざす教育を進める	指導課	
			・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施 ・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	・すべての小中学校において、セクシュアル・ハラスメントに関する研修会を実施し、その後アンケートにより各校の実態把握を行った ・課題のある学校については、教育委員会事務局により、学校長や該当職員に対して指導を行った	A	・セクシュアル・ハラスメント防止の意識をより向上し、職場全体でセクシュアル・ハラスメントの防止を恒常的に行えるようにする ・その方策として、各職場における研修会を継続していく	・各学校にセクハラ対策委員を設け、相談しやすい職場環境を構築する ・職員会議、全体研修会などでセクハラに関する研修等を実施 ・アンケートを行い、教育委員会事務局より該当校の管理職等に指導する	学校教育課		
5	セクシュアル・ハラスメントの防止と対応	・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	平成24年8月7日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「ジェンダーの視点から教育を見直そう」を実施。昨年度に引き続き、講師は関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子さん	平成24年8月7日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「ジェンダーの視点から教育を見直そう」を実施。昨年度に引き続き、講師は関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子さん	A	・男女共同参画社会の実現に向け、より裾野を広げるために今後も継続して研修会を実施する必要がある	平成25年8月6日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「メディアと男女共同参画社会の実現 - CMを見ながら考えてみませんか -」を実施 講師はNPO法人SEAN小川真知子さん	・男女共生教育研究協議会との共催による教職員研修講座を実施する	教育支援課	
			・市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う 相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	・セクシュアル・ハラスメント相談等処理委員会 相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	A	・「四日市市職員のセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱」の周知・啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う 行うとともに、相談及び発生があれば適切に対応する	・今後も、新任課長級研修等で制度周知を行うとともに、相談及び発生があれば適切に対応する	人事課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」

コード	推進施策	実施事業	24年度		進捗状況	今後の課題・対策	25年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績			事業計画	事業実績		
6	男女平等観を育てる講座の充実	・地区市民センターで開催する「ひとづくり、まちづくり」を目的にした多種多様な講座の中で、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座を開催	・地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 6センター 12回 313人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 16人 ・男の料理教室 9センター 23回 410人 ・父と子の料理教室 1センター 1回 20人	・地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 1センター 5回 185人 ・男女共同料理教室 2センター 2回 24人 ・男の料理教室 9センター 24回 343人 ・男磨き講座 1センター 4回 63人 ・女性セミナー 1センター 1回 160人	A	・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、料理教室等を中心に開催した ・今後も引き続き、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく	・地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 2センター 6回 170人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 16人 ・男の料理教室 11センター 29回 426人 ・女性セミナー 1センター 1回 100人	・地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく	地区市民センター(市民生活課)	
		・家庭教育講座委託事業の実施	・四日市市PTA連絡協議会(85単位PTA)及び16の私立幼稚園、小・中学校で実施	・四日市市PTA連絡協議会(85単位PTA)および15の私立幼稚園、小学校、中学校で実施	A	・生活リズム向上事業委託事業との関連において、委託事業のあり方を見直す必要がある	・四日市市PTA連絡協議会(84単位PTA)および14の私立幼稚園、中学校で実施	・引き続き、家庭教育力の向上を目指す	こども未来課(青少年育成室)	
		・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画支援、出前講座を実施	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあフェスタ ・出前講座	・さんかくカレッジ(市民企画含む) 11企画 32講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ 13講座 ・出前講座(ジェンダー平等教育) 21回	A	・デートDV予防教育として、出前講座を保育・幼稚園・小学校へ拡大していく	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあフェスタ ・出前講座(ジェンダー平等教育)	・子どもや男性など、これまで男女共同参画に関わりのなかった層へのアプローチとして、さんかくカレッジ、映画上映を実施。また、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、出前講座等を市民と協働して実施する	男女共同参画センター	
7	ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の育成と活用	・登録グループへの研修の実施 ・地域で男女共同参画を推進していく要となるアドバイザーの活用 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の実施	・登録グループのつどいの開催 ・登録グループ対象研修会の実施 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催(1回) ・地域マネージャー研修の実施 ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこつと参画教室の実施	・登録グループのつどいの開催(2回) ・登録グループ対象研修会の実施(2回) ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催(1回) ・地区市民センター館長会研修(1回) ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこつと参画教室の実施(1回)	A	・男女共同参画アドバイザーの活動を支援していく	・登録グループのつどいの開催 ・登録グループ対象研修会の実施 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催 ・地域リーダー(センター職員含む)研修の実施 ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこつと参画教室の実施	・登録グループのつどいを継続して実施する ・登録グループを対象とした研修会を実施する ・男女共同参画人材リスト登録者研修を実施する	男女共同参画センター	
		・男女共同参画に関する情報提供や研修の実施に努めるなど、登録グループへの積極的な支援の実施	・毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・メールマガジンでの情報提供 ・登録グループ情報の紹介 ・登録グループのつどいの開催	・毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・登録グループ情報の紹介(情報誌「はもりあ」への掲載、チラシの設置など) ・登録グループのつどい 2回 ・登録グループ数 64団体	A	・メールマガジンに変わる新たなソーシャルネットワークの活用を検討していく	・毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・登録グループ情報の紹介 ・登録グループのつどいの開催	・毎月1回情報誌「はもりあ」を送付するとともにセンター事業について情報提供を行う ・登録グループ情報の紹介を行う	男女共同参画センター	
9	託児付き講座の推進	・市民大学一般クラスにおける託児設定の促進	・市民大学6コース中1コースに託児を設定	・市民大学5コース中1コースに託児を設定	A	・運営団体募集時点で、託児設定の必要性を働きかけていく	・市民大学6コース中2コースに託児を設定	・引き続き、市民大学企画運営団体募集要項に託児設定希望の事項を入れ、託児設定コースについては、運営費を上乗せして募集を促す	文化国際課	
		・地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する	・乳幼児も参加できる講座を開設するなどした。	A	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する	地区市民センター(市民生活課)	
		・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	・託児の予定なし(今年度の手話奉仕員養成講座は、23年度からの連続講座であり、受講者が固定していること、また、夜間に開催のため、託児は行わない)	・実績なし(講座の開催が夜間であり、託児の必要がないため)	-	・現在、夜間の開催で託児が不要のため行っていないが、今後も講座の開催日程によっては、必要に応じて、託児を行っていく	・託児の予定なし(23年度からの連続講座であり、受講者が固定していること、また、夜間に開催のため、託児は行わない)	・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を継続して実施する	障害福祉課	
		・市主催各種講座での託児の実施について各課に働きかけ	・男女共同参画センターの全事業で託児を実施する ・各課へ託児実施を働きかける	・男女共同参画センターの全事業で託児を実施する ・男女共同参画推進リーダー会議において、各課講座実施時における託児実施をお願いしていく	A	・各課へ託児の実施を働きかける	・男女共同参画センターの全事業で託児を実施する ・男女共同参画推進リーダー会議において、各課講座実施時における託児実施をお願いしていく	・男女共同参画センター全事業で託児を実施する ・他課主催の講座について、託児の実施を働きかけるとともに、支援を行う	男女共同参画課	
		・よっかいち人権大学等の各種講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・よっかいち人権大学「あすてっぷ」託児付講座7回	・よっかいち人権大学「あすてっぷ」託児付講座7回 託児17人	A	・託児付講座の開催を市民に広く周知していく	・よっかいち人権大学「あすてっぷ」託児付講座7回	・託児付講座の開催を市民に広く周知していく	人権センター	
		・文化会館ホールでの催事開催時における託児の実施	・19事業において託児を実施	・19事業で実施	A	・ホールにおける催事で必ず託児の設定を実施できるよう仕様書に記載	・20事業に設定	・引き続き指定管理者に対し、ホール催事での託児設置を仕様書に記載する	文化国際課	
		・日本語教室における託児の実施	・四日市国際交流センターや国際共生サロンで行う日本語教室において託児を実施	・四日市国際交流センター(毎週木曜日)や国際共生サロン(毎週火曜日)で行う日本語教室で託児を実施	A	・子どもの受け入れ可能数や安全面を考慮して、適切な環境での託児を心がける	・子育て中の親でも、子どもを預けて安心して日本語教室を受講できるように努める	・子育て中の親でも、子どもを預けて安心して日本語教室を受講できるように努める	文化国際課(多文化共生推進室)	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
10	男女共同参画に関する学習情報の提供	生涯学習いきいき出前講座の実施	・出前講座の実施	・出前講座 10回(1回:男女共同参画アドバイザー実施分)	A	・出前講座の利用を促進するため男女共同参画アドバイザーとも協力して各種団体への働きかけを進める	・出前講座の実施	・出前講座(男女共同参画課メニュー)を継続して実施する ・地区市民センターと連携し、地域団体への働きかけを行う	男女共同参画センター
			・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける メニュー数 4件	・メニュー数 4件	A	・生涯学習の機会に「男女共同参画」を意識できるよう、講座事業の中で継続する	・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける メニュー数 4件	・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」の項目を継続して設定する	文化国際課
		インターネットによる学習情報の提供	・市及びはもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供 ・メールマガジンによる講座情報の提供	・市及びはもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供	A	・新たなソーシャルネットワークを活用して周知を行っていく	・市及びはもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供	・はもりあ四日市ホームページやメールマガジンなどで講座情報の提供を行う	男女共同参画センター
			・インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。 情報提供数 7件	・インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける 情報提供数 7件	A	・生涯学習の機会に「男女共同参画」を意識できるよう、講座事業の中で継続する	・インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける 情報提供数 7件	・インターネットによる学習情報を提供する ・検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける	文化国際課

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

(1) 指標 「審議会等の女性委員比率」

基準値 (平成 21 年度実績値)	31.5%
実績値 (平成 23 年度)	32.5%
(平成 24 年度)	32.6%
(平成 25 年度)	32.2%
目標値 (平成 26 年度)	40%以上 60%以下

指標の設定について：
重要な事柄を決める場に人口の半数である女性が参画することが、男女共同参画を進めるに当たって非常に重要であるとの認識から、特に今後のまちづくりの方向性を決める場である審議会等への女性委員の登用率を社会環境づくりの指標とした。

目標値設定と実績評価：

目標値については、審議会等において男女の視点が反映されることが重要であることから、男女のいずれも4割を下回らないことを目標として設定した。

実績については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底させてはいるものの、結果的には昨年度を0.4%下回り、また40%を達している審議会数も前年度の53.3%から50.9%に減少している。必要とする専門分野の人材に女性が少ない、あて職となっている職に女性がいないなどが主な理由であるが、管理職、担当者の意識不足も否めず、改めて審議会・委員会の委員選出規定（あて職）等の見直し及び職員の意識啓発を行う必要がある。

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

審議会等への男女共同参画の推進

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮を行います。

各種団体、企業等における男女共同参画の促進

地域や職場などさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、啓発、情報提供などに努めます。なお、「企業等」には農業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

女性のエンパワーメント促進、人材の育成

女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、女性のエンパワーメントを進め、人材の育成に努めます。

重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

家庭での男女の自立を促進

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

仕事等と家庭生活の両立を支援(子育て、介護等への支援も含む)

男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

男女の平等な就労環境の整備促進

特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供を行っていきます。

女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性がそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、あらゆる手法により支援する取組を進めます。

重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

地域活動への男女共同参画の推進

地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進(防災、防犯、環境など)

国の男女共同参画基本計画(第2次)にも示されているように、新たな取組を必要とする分野である防災(災害復興を含む)、防犯、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、地域団体等と連携して整えるなどして、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

多文化共生における男女共同参画の推進

市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

国際情勢などへの関心や協調に配慮した男女共同参画の推進

市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種情報を提供するなどしてその理解を深め、意識を高めるなどの男女共同参画の推進に努めます。

(3)主な取り組み状況

重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

審議会等への女性委員の登用を進めるため、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき各審議会ごとに登用推進計画を策定し、委員改選に当たっては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し登用率の向上に努めた。(コード:1)

職員については、地域での男女共同参画の必要性について、管理職及び男女共同参画推進員研修、及び地区市民センター館長対象の研修を実施した。また、平成24年度も、男女共同参画推進リーダーおよび推進員を対象に男女共同参画基礎講座とメディアリテラシー講座を実施した。その他、各階層ごとの職員研修において男女共同参画についての研修を実施し、意識の向上に努めた。(コード:4)

女性の人材発掘及び人材リスト利用数を増やすと共に、人材リスト登録者および男女共同参画センター登録グループ向けに「女性が政策決定の場に参画する意義」、「多様な意思を市の政策に反映させるために」についての研修を実施し、女性リーダーとしての意識の向上を図った。

(コード:6・7)

重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

多様な保育サービスやファミリーサポートセンター事業の充実、育児学級「パパママ」教室の開催や認知症サポーター養成講座をはじめ介護に関する出前講座の開催など、保育、介護、保健の分野で、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なサービスの充実と情報提供を行った。また、平成23年度に引き続き「父親の子育てマイスター養成講座」、「お父さんと遊ぼう会」、「父親の子育て相談員による相談活動」など

を実施し、父親の子育て情報誌「よかパパスイッチ」を作成した。(コード:1・2・3・4・5・6・7)

平成 24 年度も四日市商工会議所・青年会議所等の協力を得て、企業向けにワーク・ライフ・バランス力向上セミナーとして講演会とパネルディスカッションを開催した。また、はもりあ四日市のホームページ等で企業を含め広く市民にワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行ったほか、平成 23 年度に実施した「市役所職員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」の結果をもとに、庁内におけるワーク・ライフ・バランス推進のための方策の検討を始めた。(コード:8・9・11)

男女共同参画センター、商業勤労課で、ハローワークや商工会議所等関係機関と連携して労働関係法令等の情報提供を行った。また、女性の再就職、起業支援のため、再就職応援講座を県と共同で実施した。女性の経営への主体的な参画促進策として、家族経営協定の締結促進と農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施、女性認定農業者の育成を進めている。(コード:9・10・11・12・13・14・15)

重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

自治会やPTA等地域団体での女性会長の登用等、女性の参画が進むよう様々な機会を通じて働きかけを行った。平成 24 年度は特に自治会での女性登用を進めるための方策として、自治会へのアンケートを実施し、その結果をもとに地域での女性の活用促進のためのセミナー等を NPO 等市民グループとの協働で実施した。また、男女共に市民活動に参画できるよう、市民活動センターを市民活動の拠点施設として提供するほか、個性あるまちづくり支援事業等で財政的にも支援を行った。更に、男女共同参画センターで情報紙「はもりあ」や「さんかくカレッジ」、出前講座など情報提供等を行い女性のエンパワーメントと意識啓発に努めた。(コード:1・2・4)

男女ともに家庭生活や地域活動に参画できるような働き方への変革を進めるため、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や出前講座で意識啓発を行った。また、庁内のワーク・ライフ・バランスを進めるための方策を男女共同参画推進リーダー会議にて検討を始めた。(コード:3)

重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

男女共同参画センター情報紙「はもりあ」で、世界の男女共同参画についての情報提供を行った他、映画及び市民団体との共同企画によるさんかくカレッジ、はもりあフェスタにて世界の男女共同参画について考える講座を開催した。

(コード:1)

四日市国際交流センター、国際共生サロン、男女共同参画センター及び三重県子ども家庭局(通訳派遣)等が連携し、外国人女性への相談、支援を行った。(コード:2)

(4)各事業評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表(基本目標)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	審議会等への女性参画比率の向上	・審議会等委員に占める女性割合について目標設定 ・推薦依頼の見直し ・人材リストの充実及び活用促進 ・審議会などにおける託児の実施	・四日市市審議会女性委員登用推進要綱に基づいて、各審議会ごとに登用推進計画を策定するとともに、委員改選に当たっては、事前協議を徹底し、登用率の向上に努める	・審議会等への女性の登用率 32.6% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等 57か所 ・女性のいない審議会等 6か所	B	・審議会等への女性参画については、着実に向上しているが、目標達成には至っていない ・平成26年度までの目標達成に向け、確実な進捗管理を行う	・四日市市審議会女性委員登用推進要綱に基づいて、各審議会ごとに登用推進計画を策定するとともに、委員改選に当たっては、事前協議を徹底し、登用率の向上に努める	1. 審議会等委員の比率は、男女の一方の数が委員総数の10分の4未満とならない構成を目標とする 2. 女性委員0の審議会等は、委員改選の際に解消を図る	人事課
			・人材リスト登録者研修会の実施 ・各種会議、研修等の機会を捉え、人材リスト活用促進を働きかける	・人材リスト登録者数 147名 ・人材リスト登録者研修会 1回 ・部長会議、庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかけ	A	・各課に人材リスト利用を働きかける ・人材リスト登録者研修会を充実させる	・人材リスト登録者数 ・人材リスト登録者研修会 ・部長会議、庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかける	・人材リスト登録者数130名(平成26年度末)を目標とする ・人材リスト利用件数年間20件を目標とする ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議を徹底し、適正な登用率となるよう働きかけを行う	男女共同参画課
2	管理・監督職への女性登用促進	・係長以上の役付職員の男女比率を職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等の実施 ・管理・監督職への女性登用促進	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 38.0% ・参考 職員全体の女性比率 47.3%	A	・管理・監督職への女性登用については、中長期的に育成を行う必要がある	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく	・管理・監督職への女性登用に当たっては、中長期的な育成を行う必要があり、本人の意欲を尊重した配置や性別によって偏りのない役割分担を進める中で、一定の経験や能力向上につながるよう意を配しながら、登用に努めていく	人事課
3	女性職員の職域拡大	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、業務上の人員配置に配慮	・男女に偏りのない配置を行うことにより、女性職員の職域拡大に努める	・市における女性職員(正職)がない職場 35か所/151(課+中間組織)	B	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もある	・男女の偏りのない配置を行うことにより、女性職員の職域拡大に努める	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、継続して業務上の人員配置に配慮していく	人事課
4	男女共同参画を進めるための職員研修の充実	・階層別職員研修の行政課題の項目として男女共同参画に関する研修を実施	・階層別研修(本市の行政課題「男女共同参画社会への取組み」)の実施	・階層別研修(4回、200人)実施	A	・全庁的に男女共同参画に関する意識の改革、知識の普及を図るため、階層別研修において取り組んでいく必要がある	・階層別研修(本市の行政課題「男女共同参画社会への取組み」)の実施	・各階層別研修の対象者に合わせた内容できめ細かく継続して実施する	職員研修所
		・管理職及び男女共同参画推進員等研修を実施	・管理職及び男女共同参画推進員研修の実施	・管理職及び男女共同参画推進員研修(講演「人を活かす企業経営」)を実施 ・男女共同参画推進リーダー及び推進員研修を実施(2講座) ・地区市民センター館長研修の実施(1回)	A	・各所属の取り組み促進と職員の意識の向上に向けて、管理職及び男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員向けの研修を充実させるとともに、各所属内研修の実施を働きかける	・管理職及び男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員研修の実施 ・地区市民センター館長研修の実施	・管理職及び男女共同参画推進リーダー、推進員研修に組み込んで、きめ細かく継続して実施する	職員研修所 男女共同参画課
		・男女共同参画についての研修会・会議等に派遣	・国立女性教育会館、市町村アカデミー研修への派遣	・日本女性会議2012仙台、市町村アカデミー研修、エヌエック交流推進フォーラム派遣	A	・男女共同参画の推進及び女性職員の資質・能力の向上を図るため、積極的に外部研修に派遣する	・国立女性教育会館、市町村アカデミー研修への派遣	・各種研修機関へ継続して職員を派遣する	職員研修所 男女共同参画課
5	各種団体、企業等への情報提供	・男女共同参画にかかる情報提供	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行う	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を必要に応じて行った	B	・引き続き情報提供を行うとともに、企業訪問等により情報提供先の拡充を図る	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行う ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行う ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	商業労務課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・男女共同参画週間の啓発 ・企業向け研修の実施 ・企業への情報提供	・男女共同参画週間のポスター掲示依頼 ・月間はもりあへの記事の掲載 ・企業向け研修 講演会1回、パネルディスカッション1回 ・企業への出前講座 1回	A	・企業の意向を反映した企画に努める	・男女共同参画週間の啓発 ・企業向け研修の実施 ・企業への情報提供	・企業向け研修の実施や、情報提供を行っている	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	・さんかくカレッジ、市民企画支援、働く女性支援等において女性リーダーを育成	・人材リスト登録者研修会の実施 ・さんかくカレッジ ・はもりあフェスタの開催 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・人材リスト登録者研修会の実施(1回) ・さんかくカレッジ(11企画32講座) ・はもりあフェスタの開催 ・電話相談ボランティア研修(1回) ・出前講座(1回)	A	・今後も女性リーダーを育成するための研修会・講座を、参加者の拡大に努めながら継続的に実施していく	・人材リスト登録者研修会の実施 ・さんかくカレッジ ・はもりあフェスタの開催 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・男女共同参画人材リスト登録者研修会を、はじめ、さんかくカレッジ、市民企画講座、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等、女性リーダー育成のための講座を実施する	男女共同参画センター
7	女性人材情報の収集と提供	・人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける	・人材リスト登録者数 147名 ・人材リスト登録者研修会 1回 ・部長会議、庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかけ	A	・女性の人材発掘、及び人材リスト利用数増加のための働きかけを継続して行う	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける	・登録グループを対象とした研修会の実施等により、新たなリスト登録者を育成、発掘する ・男女共同参画人材リスト登録者の更なる意識向上を図るため、研修を実施する ・男女共同参画推進リーダー等へ人材リスト利用促進について働きかける	男女共同参画課 人事課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	介護保険と高齢者施策の出前講座等の実施	・出前講座等(地域における認知症サポーター養成講座を含む)の実施 「介護に疲れていませんか?」高齢者虐待を防ぎましょう」 「介護保険と高齢者施策」 「認知症サポーター養成講座」認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。」	・出前講座 「介護に疲れていませんか?」高齢者虐待を防ぎましょう」 「介護保険と高齢者施策」 計980回 「認知症サポーター養成講座」認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。」 59回	A	・今後も開講希望者のニーズにあわせた講座を行っていく	・出前講座等(地域における認知症サポーター養成講座を含む)の実施 「介護予防普及啓発」 「認知症サポーター養成講座」認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。」	・出前講座を継続して実施する	介護・高齢福祉課
2	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	・乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	乳児保育 31園で実施 延長保育 23園で実施 一時保育 15園で実施 障害児保育 30園で実施 病児保育 1園で実施 休日保育 2園で実施 特定保育 14園で実施 保育園数 公立25園、定数 2,390人 私立25園、定数 2,245人	乳児保育 31園で実施 延長保育 23園で実施 一時保育 15園で実施 障害児保育 30園で実施 病児保育 1園で実施 休日保育 2園で実施 特定保育 14園で実施 保育園数 公立25園、定数 2,390人 私立25園、定数 2,245人	A	・特別保育の実施については、民間保育所による取り組み(協力)が必要であり、そのためには民間保育所における保育士確保等の対策が必要である	乳児保育 32園で実施 延長保育 24園で実施 一時保育 15園で実施 障害児保育 30園で実施 病児保育 1園で実施 休日保育 2園で実施 特定保育 13園で実施 保育園数 公立25園、定数 2,390人 私立26園、定数 2,345人	・特別保育等の実施については、私立園等と協議しながら順次拡充に努めていく	こども未来課 保育幼稚園課
3	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	・ファミリー・サポート・センター事業の充実	・会員数1,230、活動件数 3,500	・会員数 1,292 活動件数 3,177	A	・援助会員の増員に向け、会報誌の組回覧等で広くPRしていく	・会員数 1,300 活動件数 3,200	・ファミリー・サポート・センター事業を充実する	こども未来課
		・学童保育の実施	・未設置小学校区での新規開設を支援 ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する	・大規模学童保育所の分割による開設および新規開設各1箇所 (市内開設学童保育所数計39)	B	・未設置小学校区での新規開設および大規模化している学童保育所の適正規模への分割の支援	・未設置小学校区での新規開設を支援 ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する	・1小学校区1ヶ所を基本に、未設置小学校区での新規開設を支援する ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する	こども未来課
4	子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実 ・未就学園児や、その保護者に遊び場や交流の場の提供 ・積極的な子育て相談の実施	・子育て支援事業 22保育園で実施・利用者数 18,300人 子育て支援センターの利用者数 79,000人 ・家庭児童相談室での相談件数 2,200件	・子育て支援事業 21保育園で実施・利用者数 17,755人 子育て支援センターの利用者数 88,725人 子育て支援センターでの相談件数 2,245件 ・家庭児童相談室での相談件数 1,272件 ・発達総合支援室での相談件数 929件	A	・市内全域で行う保育園のおそぼう会や、子育て支援センターの事業を充実することで、利用者数を増やす ・家庭児童相談、児童発達相談を実施し、関係者との連携会議などで情報共有をさらに図っていく	・子育て支援事業 21保育園で実施・利用者数 18,000人 子育て支援センターの利用者数 89,000人 子育て支援センターでの相談件数 2,300件 ・家庭児童相談室での相談件数 1,300件 ・発達総合支援室での相談件数 1,000件	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実をはかる ・未就園児や、その保護者に遊び場を提供する ・積極的な子育て相談を実施する ・DVケースや発達支援に関わるケース等で関係課と連携の強化を図る	こども未来課 こども保健福祉課 保育幼稚園課
		・幼稚園での子育て支援推進事業 ・活動充実のために園づくり活動指導員配置 ・園づくりのための指導員研修会	・地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を地域に開放し、子育てに関する情報を提供したりや相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行った参加者組数(延べ) 14,487組	A	・保護者からの様々な相談に応じることができるよう、指導員の資質向上に努める必要がある	・幼稚園での子育て支援の実施	・地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を地域に開放し、子育てに関する情報を提供したりや相談を受けたりしながら、幼稚園にて子育て支援を行う	保育幼稚園課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
5	男女がともに育児を担うための実践的講座の実施	育児学級「ババママ教室」の開催	・平成23年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催、必要に応じて開催回数増)	・年間16回実施(うち、日曜日に6日間実施、このうち4日間は、午前・午後2回実施)	A	・休日開催日への参加希望が多いため、申し込み人数によって、午前・午後2回実施体制を継続	・月1回実施、日曜実施日は、参加希望数によっては、午前・午後2回実施(H25年度は、日曜日5日間予定)	・父親(妊婦の夫)の参加向上にむけての日曜開催などを実施する	こども保健福祉課	
		お父さんと遊ぼう会の実施	・お父さんと遊ぼう会の実施(子育て支援センターで実施) 年160回、参加人数550人	・「お父さんと遊ぼう」の実施(2単独型・3併設型子育て支援センターで実施) 年間24回 参加人数171人 年間132回 参加人数149人 ・併設型支援センターにおいて、「お父さんと遊ぼう」開催時に、「父親の子育て相談」を実施した(3回)	A	・父親の育児参加を促すための「お父さんと遊ぼう」の継続実施と周知をはかる ・「お父さんと遊ぼう」の実施箇所を1センター増やす ・土曜日開催の併設型支援センターにおける「父親の子育て相談」の実施回数を増やし、父親の子育て参画を推進していく	・「お父さんと遊ぼう」の実施(2単独型・4併設型子育て支援センターで実施) 年間30回 参加人数200人 年間132回 参加人数180人 ・併設型支援センターにおいて、「お父さんと遊ぼう会」開催時に、「父親の子育て相談」を実施(7回) ・単独型支援センターにおいても、土曜日の「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施(2回)	・父親の育児参加を促すための「お父さんと遊ぼう」の継続実施と周知をはかる ・男性の育児参加に関する講座を実施する ・「お父さんと遊ぼう」の実施箇所を増やす	こども未来課	
		男性の子育てに関する講座の実施	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 ・父親の子育て相談員による相談活動 ・パパブック(仮称)作成	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 公開講座受講61名 養成講座修了者16名 ・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数15回 相談員延べ人数40人、相談件数101件 ・父親の子育て情報誌の作成(2万部)	A	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 ・父親の子育て相談員による相談活動 ・父親の子育て情報誌の配布(H25年度)	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 公開講座受講100名 養成講座修了者20名 ・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数12回 相談員延べ人数50人、相談件数110件 ・父親の子育て情報誌の配布	・父親の子育てマイスター養成講座を継続して実施する	こども未来課	
6	高齢期における男女の自立のための講座の実施	男性のための料理教室の開催	・男性カレッジ「はじめての台所」の開催	・男性カレッジ「はじめての台所」(1企画3講座)	A	・より多くの方に参加していただけるよう働きかけるとともに、継続して実施していく	・夏休みこどもさんかくカレッジの継続実施 ・男性の育児参画に関する講座の実施	男女共同参画センター		
		各在宅介護支援センター、地域包括支援センターで情報提供・相談の実施	・各在宅支援センター(市内25カ所)及び各 地域包括支援センター(市内3カ所)での情 報提供、相談の実施	・各在宅支援センター(市内25箇所)で実施 相談支援件数38,264件 ・各地域包括支援センター(市内3箇所)で実 施 相談支援件数20,836件	A	・より多くの方に参加していただけるよう働きかけるとともに、継続して実施していく	・男性カレッジ「はじめての台所」の開催	・男性のための料理教室を継続して実施する	男女共同参画センター	
7	介護サービス情報の提供と相談の充実	各在宅介護支援センター、地域包括支援センターで情報提供・相談の実施	各在宅支援センター(市内25カ所)及び各 地域包括支援センター(市内3カ所)での情 報提供、相談の実施	各在宅支援センター(市内25箇所)で実施 相談支援件数38,264件 各地域包括支援センター(市内3箇所)で実 施 相談支援件数20,836件	A	・よりきめ細かく情報提供や相談対応ができるよう、特に住民に身近な相談窓口である、在宅介護支援センターの体制充実が必要	各在宅支援センター(市内25カ所)及び各 地域包括支援センター(市内3カ所)での情 報提供、相談の実施	在宅介護支援センターの箇所数増及び体 制充実を進めつつ、引き続き在宅介護支 援センター及び地域包括支援センターでの情 報提供や相談を実施する	介護・高齢福祉課	
8	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施(講演会1回、パネルディスカッション1回) ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を男女共同参画推進リーダー会議等で検討する	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施(講演会1回、パネルディスカッション1回) ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を男女共同参画推進リーダー会議等で検討(2回)	A	・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策をアンケート結果及びリーダー会議をふまえて庁内で検討	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を男女共同参画庁内調整会議で検討する	・ワーク・ライフ・バランス推進のための企業への働きかけを行う	男女共同参画課	
		男女がいいきと働き続けられる企業表彰の実施	・男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する	・2者の表彰を実施した	A	・基準等の見直しを図りながら、引き続き実施する	・男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する	・男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する	商業労働課	
		市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進及び月平均30時間を超える長時間職場の解消	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の整備に努める ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる	・市職員年休取得数10.1日/年 時間外の実態20.5時間/月 30時間/月以上の所属33カ所 ・市職員育児休業取得者数106人 ・介護休暇取得者数4人	A	・長時間残業については削減対策を行っているが、解消には至っていない	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の整備に努める ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の醸成に努めるとともに、恒常的な長時間残業職場の解消を図る	人事課	
9	労働関係法の普及と啓発	総合評価方式入札において育児休業制度導入の企業の優遇	・総合評価方式入札6本を行う予定	・総合評価方式入札10本で育児休業制度の規定がある場合、評価点を加点	A	・育児休業制度を定めていない企業がまだ見られるため、総合評価方式入札を通して普及を図っていく	・今後も総合評価方式における入札を活用し、子育て支援の実施の評価を続ける	・今後も総合評価方式における入札を活用し、子育て支援の実施の評価を続ける	調達契約課	
		男女共同参画にかかる国・県などの情報提供	・国等のパンフレットを関係機関に送付する	・国等のパンフレットを配架し、市民等に提供した	B	・引き続き関係機関への情報提供を行いつつ、企業訪問等により情報提供先の拡充を図る	・国等のパンフレットを関係機関に送付する ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	・男女共同参画にかかる国、県などの情報提供を行う ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	商業労働課	
		情報紙はよりあによる情報提供の実施	・情報紙はよりあによる情報提供の実施 ・はよりあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・はよりあ四日市ホームページにて啓発	A	・今後も情報紙はよりあ及びはよりあ四日市ホームページにて情報提供を行っていく ・センター内にてパンフレットの設置を行う	・情報紙はよりあによる情報提供の実施 ・はよりあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・情報紙「はよりあ」による情報提供を行う ・はよりあ四日市ホームページによる情報提供を行う	男女共同参画課	
雇用実態調査で男女共同参画に関するアンケートを実施	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を男女共同参画課と協議しながら、必要に応じて調査する	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を挿入した	A	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目の増設・変更を行いながら必要に応じて調査を実施する	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を男女共同参画課と協議しながら、必要に応じて調査する	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を、増設・変更を行いながら必要に応じて調査する	商業労働課			

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
10	労働に関する各種講座の開催	・ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを実施	・女性のための再就職応援講座の開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスの出前講座の実施	・女性のための再就職応援講座 1回 (三重県との共催) ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、パネルディスカッション1回) ・企業向けワーク・ライフ・バランスの出前講座 1回	A	・再就職応援講座の内容の充実を検討する ・企業経営者層を対象としたセミナーの実施、出前講座の活用促進を継続実施する	・女性のための再就職応援講座の開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスの出前講座の実施	・女性のための再就職応援講座やワーク・ライフ・バランス講演会等を実施する	男女共同参画センター
11	企業と市民に向けての情報提供	・男女雇用機会均等法にかかる国などの情報提供	・国等のパンフレットを関係機関に送付する	・国等のパンフレットを関係機関に送付した	B	・引き続き関係機関への情報提供を行いつつ、企業訪問等により情報提供先の拡充を図る	・国等のパンフレットを関係機関に送付する ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	・男女共同参画にかかる国、県などの情報提供を行う ・情報提供先の拡充のため企業訪問等を行う	商業勤労課
		・ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介事例を掲載	・はもりあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業の新たな更新内容を検討する	・はもりあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	A	・新たな企業をホームページに掲載していく	・はもりあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	・ホームページでワーク・ライフ・バランス推進企業の事例紹介を掲載する	男女共同参画センター
12	女性の就業機会の拡充	・ハローワーク、マザーズコーナー四日市と連携し、求人情報や講座の情報提供 ・労働相談機関の情報提供	ハローワークが発行する求人情報を配架し、提供する	・ハローワークが発行する求人情報を配架し、市民等に提供した	A	・引き続き情報提供を行うとともに、より広く情報提供を行えるよう検討する	・ハローワークが発行する求人情報を配架し、提供する ・より広く情報提供を行えるよう検討する	・ハローワークと連携し、求人情報の提供を行う ・労働相談機関の情報提供を行う ・市内施設等にパンフレット等を送付し、情報提供を行う ・より広く情報提供を行えるよう検討する	商業勤労課
		・ハローワーク、マザーズコーナー四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・再就職応援講座を実施する ・チャレンジ相談を実施する ・はもりあフェスタでチャレンジショップを開催する	・再就職応援講座(1回) ・はもりあフェスタでチャレンジショップを開催(1回)	A	・四日市マザーズコーナーと連携を図りながら様々な事業を実施する	・再就職応援講座を実施する ・はもりあフェスタでチャレンジショップを開催する	・再就職応援講座を実施する	男女共同参画センター
13	女性の職業能力開発と職域拡大	・就職セミナーや職業能力開発講座の開催	・就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援する	・就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援した (ホームヘルパー27件、フォークリフト4件：女性の利用者)	B	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施するとともに、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施するとともに、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施する ・より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	商業勤労課
14	女性起業家への支援	・起業のための情報提供 ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報	・起業のための情報提供を行い、融資等支援制度を広報するとともに、新規独立開業資金融資の斡旋を行う	・起業のための情報提供を行うとともに、融資等支援制度を広報した	A	・引き続き情報提供を行うとともに、より広く制度の広報を行えるよう検討する	・商工会議所で開いている創業カフェなどへの参加を案内するなど起業のための情報提供を行い、融資等支援制度を広報するとともに、新規独立開業資金融資の斡旋を行う ・より広く制度の広報を行えるよう検討する	・起業のための情報提供を行う ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報する ・より広く制度の広報を行えるよう検討する	商業勤労課
		・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・チャレンジ相談の開催 ・はもりあフェスタでチャレンジショップを開催 ・起業に役立つ情報のパンフレット等を設置	・はもりあフェスタでのチャレンジショップ開催(1回) ・起業に役立つ情報のパンフレット等を設置	A	・三重県と連携し、チャレンジショップ出店向けの起業応援講座を開催する	・はもりあフェスタでのチャレンジショップの開催 ・起業応援講座の開催 ・起業に役立つ情報のパンフレット等を設置	・女性の起業に関する講座を実施する	男女共同参画センター
15	女性の経営への主体的な参画促進	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・家族経営協定の締結数 24家族 ・農村女性アドバイザー：12人 ・きらめく女性育成事業視察交流研修会参加 ・アドバイザー、行政との会議に出席 ・農業委員 女性1名/全体37名 ・農業従事者(基幹的農業従事者) 男1,575人、女1,127人 計 2,702人 ・認定農業者の育成 女性認定農業者(20名)	B	・女性農業者の経営への主体的な参画及び社会参加の促進 ・家族経営協定の締結のさらなる促進	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・女性農業者の経営への主体的な参画及び社会参加を促進する	農水振興課 農業委員会事務局
16	専門知識の習得と能力開発などへの支援	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	経営研修会・簿記初級研修の参加者数 14人	A	・実施事業に継続して取り組み、専門知識の習得や能力開発などの活動への支援を行う	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・専門知識の習得と能力開発などへの活動を支援する ・実施事業に継続して取り組む ・農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援を続け、家族経営協定の締結を促進、女性認定農業者の育成を図り、女性の農業経営への主体的な参画及び更なる地位向上を推進する	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかい施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題3 地域社会での男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	地域活動への積極的な参画を促すための意識づくり	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターだより)」の発行 ・地域で活躍できる女性リーダーの育成 ・男性カレッジ修了生による新規グループ立ち上げの支援	・情報紙「はもりあ」の組回覧実施 ・出前講座の実施 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 ・地区市民センター職員等への研修を実施 ・自治会長への女性の登用を進めるための事業をNPOと協働ではじめる。(自治会長へのアンケート実施、ワークショップの開催)	・情報紙「はもりあ」の組回覧実施(1回) ・出前講座の実施(9回) ・市民企画によるさんかくカレッジの支援(5グループ) ・地区市民センター職員等への研修を実施(1回) ・自治会長への女性の登用を進めるための事業をNPOと協働で実施(自治会長へのアンケート実施 1回、ワークショップの開催 1回)	A	・自治会長等地域団体へ女性の参画を働きかけていく ・各地区の女性リーダーの育成を図っていく ・女性リーダー養成のための地区への出前講座等を検討する	・情報紙「はもりあ」の組回覧実施 ・出前講座の実施 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 ・地区市民センター職員等への研修を実施 ・自治会長への女性の登用を進めるための事業をNPOと協働で実施(各地区への働きかけ、地区での取組支援、出前講座の実施など)	・情報紙「はもりあ」を発行する ・出前講座を積極的に行う ・市民企画によるさんかくカレッジを支援する ・地区市民センターとの連携を進める	男女共同参画課
2	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任	・男女がともに地域で活動を担っていけるよう啓発	・女性を対象とした防災講座等を開催する	・女性を特定した防災講座の開催を実施することはできなかったが、防災大学をはじめ、地域、事業所、学校、サークル等各種団体への防災出前講座及び防災訓練には、多く女性の参加があり、その場において、災害時における女性の役割等を含めた防災講話を実施した ・防災大学7回(56名)・出前講座138回(10386名)・地区防災訓練137回(29909名)	C	・地域防災力の向上には女性の役割が欠かせないことから、今後、女性向け防災講座の継続実施を検討する	・毎年計画的に女性向け防災講座を開講し、地域防災における男女共同参画の実現を図る	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う	危機管理室
		・自治会長 自治会長へのアンケート実施等に協力する 男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う	・自治会長への女性登用促進に向けた課題等の聞取りに協力 自治会長 女性19人 / 730人	A	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う	・自治会長へのアンケート実施等に協力する ・男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う	市民生活課	
		・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長 小学校 10人/40校 中学校 7人/22校	B	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう、さまざまな機会を通じて働きかける	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・性別が偏らずPTA会長を担えるよう四日市市PTA連絡協議会を通じて働きかける	社会教育課
3	家庭や地域生活への参画を可能にする職場環境づくり	・家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくりに向け、国などのパンフレットを企業等関係機関に送付	・国等のパンフレットを関係機関に送付する	・国等のパンフレットを関係機関に送付した	B	・引き続き国等のパンフレットを関係機関・企業へ送付しつつ、企業訪問等で情報提供先の拡充を行う	・引き続き国等のパンフレットを関係機関・企業へ送付しつつ、企業訪問等で情報提供先の拡充を行う	・国等のパンフレットを企業等関係機関に送付するなど、情報提供を行う ・企業訪問等で情報提供先の拡充を行う	商業労務課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、研修会2回)	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、パネルディスカッション1回) ・男女共同参画推進リーダー会議(2回)	A	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーを継続実施する ・市役所内のワーク・ライフ・バランスを助めるための方策を検討する	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所職員のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を庁内調整会議等で検討する	・企業向けにワーク・ライフ・バランスの啓発を行う	男女共同参画課
4	各種ボランティア・NPO等との連携による男女共同参画	・市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供するとともに、情報提供を行う ・男女がともに地域でまちづくり活動に参画できるよう、財政面も含め支援	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	・市民活動団体の拠点施設として、市民活動センターの提供、情報提供 ・男女共同参画に関わるNPO法人:10団体 ・個性あるまちづくり支援事業費補助金交付団体:42団体	A	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく ・市民活動団体への支援を行う	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	市民生活課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題4 国際社会に対応した男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	諸外国の女性問題理解のための教育・啓発の推進	国際社会における男女共同参画の情報発信	・情報紙「はもりあ」による情報提供 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供	・さんかくカレッジ企画「世界の料理を楽しもう」 ・はもりあフェスタ企画「海外から見た地域の暮らし～男女共同参画の視点から」などの講座内容についてをはもりあやホームページに掲載し情報提供をおこなった	A	・様々なツールを活用した世界の男女共同参画に関する情報提供を検討する	・情報紙「はもりあ」による情報提供 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供	・情報誌「はもりあ」等で世界の男女共同参画の現状を紹介していく	男女共同参画センター
		国際交流事業、国際理解講座の実施	・国際交流 ・姉妹都市米国ロングビーチ市交換学生・教師3名(トリオ)の派遣において、女性参加者の選出を求める	・姉妹都市米国ロングビーチ市交換学生・教師(トリオ)の派遣において、女性参加者を選出 3名のうち2名(学生・教師)	A	・トリオ事業について、国籍や性別にとらわれない交流が図られるよう各種行事の企画を行う	・国際交流 ・トリオの受け入れに際し、本市滞在中の各種行事について、男女共同参画の視点を入れた企画により、交流を深める	・国際交流事業、国際理解講座を通じて男女共同参画も含めた異文化理解の機会を継続して提供する	文化国際課
2	在住外国人女性への支援	・外国人市民への情報提供 ・NPOやボランティアの育成や支援 ・関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ・外国人市民向けの相談体制の充実	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性相談員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 3人 (年度途中からスペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 1人) ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 3人 (年度途中からスペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 1人) ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	A	・夫婦間などにおける問題で女性の外国人市民が社会的弱者となりやすいことから、それらの人が気軽に相談できる場を提供する	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 4人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて女性の外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進める	文化国際課
3	多文化共生の推進	・男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業の実施	・多文化共生事業 料理教室や浴衣の着付けなど異文化を理解する講座等、性別や国籍に関わらず誰もが参加できる事業を開催する	・多文化共生事業 生活講座4回、地域づくりサポーター修了者8名のうち女性5名 他 (国際交流センター) 異文化理解講座(日本文化、世界の料理など)6回 (国際共生サロン) 井戸端会議(浴衣着付けなど)2回	A	・性別や国籍に関わらず、誰もが参加できる事業を企画し、男女共同参画による多文化共生の推進を図る	・多文化共生事業 国際共生サロンや四日市国際交流センターが実施する異文化理解講座や交流事業、及び多文化共生推進事業において、男女共同参画推進の図られる内容を含めて、事業を実施する	・多文化共生事業を進める中で、誰もが地域を構成する住民として互いの違いを認め合い、ともに暮らしていくという意識啓発を継続して行う	文化国際課

基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重

(1) 指標 「DV 防止等女性の人権に関する事項や生涯を通じての健康管理に関わる事項の
広報回数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	5 回
実績値 (平成 22 年度)	7 回
(平成 23 年度)	15 回
(平成 24 年度)	16 回
目標値 (平成 26 年度)	10 回

指標の設定について：
男女共同参画の視点から女性の人権を守ることや女性の生涯を通じた健康管理の大切さを男女ともに認識することが重要であるため、講座開催、広報紙発行等による啓発の回数を指標に設定した。

目標値設定と実績評価：

目標値については、DV相談は増加をしているものの、まだ潜在化しているものと考えられるため、更なる情報提供が必要と考え、基準値の倍増の数値を目標として設定した。

実績については、これまでのDV防止に関わる情報提供に加え、昨年度に引き続き女性の健康管理に関する講座を実施し、平成 24 年度は、市内の小・中学校等でデートDV予防（ジェンダー平等教育）講座を7校にて実施することができた。

今後も、女性の生涯を通じた健康管理に関する情報提供を継続していく他、若年者向けのデートDV予防講座を継続実施し、子どもも含め広く市民に女性の人権についての啓発を進めて行く必要がある。

【実績内訳】

広報よっかいち	: 2 回
F Mよっかいち	: 1 回
更年期女性向け講座開催	: 2 回
DV防止講演会の開催	: 1 回
DV予防についての出前講座開催	: 2 回
デートDV予防講座開催	: 8 回

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

DV防止の啓発とDV被害者への対応

種々の相談のなかでも特にDV相談は相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待をとまなっている場合があります。このように、深刻化するDV被害に対応するため、平成25年3月に四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画を策定し、関係機関との連携強化、被害者等への相談支援体制の強化に取り組むとともに、性別に起因するあらゆる暴力を許さないという意識を広げ発生を防止することなど、様々な観点からの対策を計画に基づき進めていきます。

性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止の啓発

性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、関係機関と連携して、市民や事業者に対して啓発に取り組みます。

メディア等における男女の人権尊重

ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示・提供される情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないように、啓発などに努めます。

重点課題2 「自立への支援」

相談体制の充実

関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図り相談体制を充実させていきます。

単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

特に、経済的、精神的にも負担の大きい単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた取組を進めます。

重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

生涯を通じた男女の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生涯を通じた男女の健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供などを通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくりを支援していきます。

(3) 主な取り組み状況

重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

配偶者等による暴力防止に向けた市民啓発講座やトラブルから子どもを守るための研修会を昨年度に引き続き実施した他、平成24年度は、男女共同参画課と教育委員会及び人権擁護委員との協働で市内の小・中学校及び教職員向けにデートDV予防（ジェンダー平等教育）講座を7校にて24回実施し意識啓発を図った。（コード：1・6）

DV被害者の支援のため、「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を開催する等、関係機関との連携強化を図った。また、DV被害者への途切れの無い支援を総合的に行うための四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画を策定した。（コード：2・3）

重点課題2 「自立への支援」

DV相談をはじめとする女性のための相談体制充実のため、相談員の資質向上のための研修の充実、専門相談等を行った。特にDV被害者等の法的支援の充実のために、女性弁護士による法律相談を、心理的支援の充実のために、臨床心理士相談を実施した。また、妊婦、母子のための育児相談および母子家庭の経済的自立を支援するための講座も継続実施した。（コード：1・2・5）

相談関係の各所属が相互に連携し、スムーズな相談対応に努めた。また、市広報やホームページ、パンフレットや啓発品の活用、及び出前講座等の機会を捉えて相談窓口の周知に努めた。（コード：3・4）

重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

女性特有のがんに対する検診や妊娠・出産・育児についての相談、妊婦健康診査・子宮頸がん予防ワクチンの接種等の各種サービスの無料実施、また男女共に健康増進、生活習慣病予防、介護予防等の実践活動の拡大を図るための健康ボランティアの養成・活用に努めた。平成23年度にモデル地区（2地区）で実施した、健康ボランティアの地域での活動を、平成24年度はさらに2地区に働きかけ意識向上が図れた。（コード：1・3・4・8）

小中学校において発達段階に応じた性教育及び薬物乱用、喫煙防止教室を引き続き実施した。（コード：5・6）

(4) 各事業評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表（基本目標 ）」のとおり

男女共同参画プランよっかい施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
 重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
 平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	女性に対する暴力防止のための市民啓発	・DV防止講演会の開催 ・DVに関する出前講座の実施 ・デートDVについての学習機会やDV防止法改正に関する情報提供	・DV防止講座の実施 ・出前講座の実施 ・教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止講座の実施 ・人権フェスタでの展示	・DV防止講座(1回) ・出前講座の実施(2回) ・教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止(予防教育)講座(7校24回) ・人権フェスタでの展示	A	・女性に対する暴力防止のための市民啓発講座の参加者拡大と、若年層向けのデートDV予防のための出前講座の利用促進に努める	・DV防止講座の実施 ・出前講座の実施 ・教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止講座の実施 ・人権フェスタでの展示	・DV防止講演会を実施する ・出前講座を実施する ・市内の教育機関と連携しデートDV防止出前講座を実施する ・啓発パンフレットを発行する	男女共同参画センター
2	被害者への支援	・被害者の自立に向けた支援	・DV相談・被害者支援の実施 ・DV防止基本計画の策定 ・自己尊重講座の実施	・DVにかかる相談件数 2438件(一時保護件数14件、保護命令件数8件) ・DV防止基本計画の策定 ・自己尊重講座(1企画3講座)	A	・今後、より適切で迅速な支援が行えるよう、配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画の進捗管理を行っていく	・DV相談・被害者支援の実施 ・DV防止基本計画の進捗管理 ・自己尊重講座の実施	・平成24年度に策定したDV防止基本計画に基づき、DVの防止及び被害者への支援を充実していく	男女共同参画センター
		・DV被害者の施設入所 ・DV被害者の市営住宅への優先入居	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設) ・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設) ・DV被害者への住宅については、災害などの災害用住宅と併せて用意したが、対象者の入居申込みがなかった	A	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う ・対象者の適正かつ円滑な入居に努める	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設) ・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う ・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う	こども保健福祉課(家庭児童相談室) 市営住宅課
3	関係機関との連携の強化	・ネットワーク会議への参画等連携の強化	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・三重県婦人相談員連絡協議会への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会に参画	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・三重県婦人相談員連絡協議会への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会に参画	A	・相談者・被害者の支援について、各機関ができることを互いに理解を深め、一層連携を強化していく	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・三重県婦人相談員連絡協議会への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会に参画	・四日市市子どもの虐待および配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を実施する ・県内婦人保護所管所属との連携を強化する ・婦人相談員研修へ参画する ・四日市地域DV防止会議(事務局:三重県北勢福祉事務所)に参画する ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画する	男女共同参画センター
		・女性相談所、警察、民生委員児童委員等関係機関との連携強化	・相談にかかる研修へ参画 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施	・相談にかかる研修へ参画 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施	A	・相談にかかる研修へ参画し力量の向上に努めるとともに、関係機関との連携をより強化する ・DVは子どもにとっては心理的虐待にあたることより、児童相談所との連携を強化していく	・相談にかかる研修へ参画 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施	・相談にかかる研修へ参画する ・関係機関との連携を強化する	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
4	セクシュアル・ハラスメントの防止	・パンフレット、ビデオ、図書などによる情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書等を活用した情報提供	・パンフレットの設置 ・ビデオ、図書等の貸し出し	A	・ビデオ・図書等の利用率の向上のため、様々なツールを用いて広報を行う	・パンフレット、ビデオ、図書等を活用した情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書などでの情報提供を行う ・利用促進のための情報提供を行っていく	男女共同参画センター
		・セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための市職員に対する啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行うための市職員に対する啓発 相談及び発生があれば適切に対応する	相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	A	・「四日市市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」の周知・啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う ・相談及び発生があれば適切に対応する	・防止啓発を継続して行う ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の啓発を継続して行う	人事課
5	メディア・リテラシーの向上	・行政刊行物等への表現の配慮 ・メディア・リテラシーを高める講座等の実施	・メディア・リテラシー講座を実施する ・情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する	・メディア・リテラシー講座 1回 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・デートDV予防講座での啓発 ・職員研修での啓発	A	・市民及び職員向けのメディアリテラシー講座の開催にあたり、参加者の拡大に努める ・様々な研修の機会をとらえて啓発を行っていく	・メディア・リテラシー講座を実施する ・情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する ・職員研修の中でメディアリテラシーについての啓発を行う	・職員研修等で継続して啓発する ・情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する	男女共同参画センター
6	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・ピンクチラシの撤去	・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布 ・出前講座の開催	・ピンクチラシの撤去については、実績なし ・県条例「公衆に著し(迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)」の一部改正により、取締りが厳しくなったこと、および公衆電話等の撤去が進んだことにより貼付数が激減している ・街頭補導による見守り活動 ・年間延べ400回実施 ・有害情報対策研修会 ・教職員・保護者を対象に年1回開催 ・啓発パンフレット等の配布 ・出前講座(eネット安心講座)の開催 年13回	A	・ネットトラブルをはじめとした有害情報対策については、常に最新の情報を収集しつつ新たな問題事例を確認し、研修会や出前講座等の内容に反映させていく必要がある	・街頭補導等による見守り活動 ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会の開催 ・啓発パンフレット等の作成・配布 ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(eネット安心講座)の実施	・街頭補導等による見守り活動を行う ・教職員・保護者を対象とした有害情報研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う ・子どもの安全安心対策について広く啓発するため、出前講座を実施する	こども未来課(青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	相談員の研修	・スーパービジョンの実施 ・相談員の外部派遣研修 ・電話ボランティア研修	・スーパービジョンの実施 法律相談 8件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 8回	・スーパービジョン 47回 ・相談員の外部派遣研修 24回 ・電話相談ボランティア研修 1回	A	・今後も相談員の資質向上のための研修の実施し、外部研修派遣も積極的にやっていく	・スーパービジョンの実施 ・相談員の外部派遣研修 ・電話相談ボランティア研修	・電話相談ボランティア研修を継続して実施する ・相談員の外部派遣研修を充実させる ・スーパービジョン研修を強化する	男女共同参画センター
		・弁護士による法律相談及び学習会 ・人権カウンセラー養成講座	・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 8件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 8回	・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 2件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 2回	A	・相談員の資質向上につながる研修等のニーズの把握に努め、より充実した内容とする	・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 8件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 2回	・各種相談員資質向上事業を継続して実施するとともに、資質向上に繋がる研修等のニーズ把握を行う	人権センター
2	専門家による相談の充実	・女性弁護士、臨床心理士による相談の実施	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・臨床心理士相談の実施	・女性弁護士による弁護士相談(12回35人) ・臨床心理士相談(22回34人)	A	・弁護士相談、臨床心理士相談とも、相談者の要望を反映し女性の専門相談員を確保していく	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・女性臨床心理士相談の実施	・毎月1回 女性弁護士による弁護士相談を継続して実施する ・臨床心理士等専門家相談を継続実施する	男女共同参画センター
		・地域での相談実施 ・思春期相談の開設	・継続的な周知・啓発 ・地域での相談実施 ・思春期相談の開設	・精神科医師の相談 延51人 ・精神保健福祉士の相談 延53人	A	・専門家による相談体制等の充実 ・相談事業のきめ細かな周知 ・早期相談の促進	・精神科医師による相談の実施 ・精神保健福祉士による相談の実施	・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく	保健予防課
		・[母子保健相談] デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談	・[母子保健相談] デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 来所相談 13,016件 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談 863件	・母子健康相談 デンタルマタニティー・スクール 65件 離乳食教室 681件 歯八八の教室 1,428件 育児相談 1,845件 妊産婦・乳幼児訪問指導 6,346件 電話相談・来所相談 13,016件 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談 863件	A	・事業の周知啓発による利用者の拡大により育児不安の減少に努める	・母子保健事業の継続実施(H24年度と同様) デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談・来所相談 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談	・相談内容に応じて保育園、家庭児童相談室等と連携し、相談を充実する ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく	こども保健福祉課
・人権センター相談員による相談の実施	・人権センター相談員による相談を継続する	・人権センター相談員による相談 123件	A	・相談事業について広報等を通じて市民に広く周知していくとともに、イベント等も活用していく	・人権センター相談員による相談を継続する	・人権センターによる相談を充実し、継続して実施する	人権センター		
3	関係機関との連携強化	・相談ネットワーク連絡会及び人権施策推進委員会相談体制部会を継続して開催する ・教育・啓発ネットワークを継続し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を図る	・相談ネットワーク連絡会の開催 3回 ・教育・啓発ネットワークを継続し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を図った	A	・課題の把握に努め、より効果的な関係機関との連携強化を図る	・相談ネットワーク連絡会を継続して開催する ・教育・啓発ネットワークを継続し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を図る	・相談内容によって関係機関と連携を図る	人権センター	
		・相談内容によって関係機関と連携を図る	・相談内容によって関係機関と連携を図った	A	・相談内容によって関係機関と連携を図る	・相談内容によって関係機関と連携を図る	・相談内容によって関係機関と連携を図る	市民生活課	
		・国際交流センターや国際共生サロンにおいて、外国人市民の相談に応じ、必要な関係機関と連携を図っていく	・国際交流センターや国際共生サロンにおいて、相談者である外国人市民と話し合いながら、必要に応じて関係機関へつないだ	A	・国際交流センターや国際共生サロンにおいて、外国人市民の相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく	・引き続き、国際交流センターや国際共生サロンにおいて、外国人市民の相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく	文化国際課 (多文化共生推進室)	
		・特にDV相談については、「子どもの虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク会議」を活用し、連携強化を図る	・相談者の安全確保と自立支援をスムーズに行うため、相談内容に応じて、関係の各機関との連携を図った	A	・今後も引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携を図っていく ・特にDV相談については、「子どもの虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク会議」を活用し、連携強化を図る	・相談内容に応じて関係機関と連携を図る	男女共同参画センター		
		・国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	・相談者の状況に応じて、必要と思われる関係者機関と連携を図った	A	・国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	・国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	保護課		
		・相談内容によって関係機関と連携を図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図った	A	・相談内容によって関係機関と連携をより一層図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく	介護・高齢福祉課		
		・引き続き、相談内容に応じて関係機関との連携を行う	・相談内容に応じて関係機関との連携を行った	A	・引き続き関係機関との連携を行い、複雑化する相談内容に対し、さらなる連携強化を図っていく	・引き続き、相談内容に応じて関係機関との連携を行う	障害福祉課		
		・相談内容に応じた関係機関との連携強化を図る	・必要時、関係機関との連絡、調整を実施	A	・関係機関との情報の共有	・引き続き、相談内容に応じて、関係機関と随時連携を図る	こども保健福祉課		
		・相談内容により関係機関と連携を図っていく	・随時(医療機関、精神科医、警察、教育委員会、庁内関係機関、男女共同参画課)	A	・引き続き相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図っていく	・相談内容により関係機関と連携を図っていく	保健予防課		
		・必要時連携をとる	・必要時連絡をとり連携を図った	A	・引き続き相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図っていく	・必要時連携をとる	健康づくり課		
・相談内容に応じて関係機関と連携を図っていく	・相談内容に応じて関係機関と連携を図りつつ相談事業を行った	A	・関係機関との連携強化だけでなく、情報の共有化を図る	・相談内容に応じて関係機関と連携を図りつつ相談事業を行う	こども未来課 (青少年育成室)				

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
			・相談内容によって関係機関と連携を図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図った	A	・継続して関係機関との連携を図っていく	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく		教育支援課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
4	相談窓口の周知	市広報やホームページ等での周知	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した	A	広報等を通して市民に広く周知するとともに、イベント等も活用していく	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知するとともに、人権フェスタ等のイベントで周知を図る	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	人権センター
			市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した	A	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する		市民生活課
			市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	市広報、ホームページ等による周知のほか、本庁の生活オリエンテーションでも内容に応じて相談窓口を案内した	A	市広報、ホームページ、本庁の生活オリエンテーション以外でも、内容に応じて相談窓口を案内した	市広報、ホームページ等による周知のほか、国際共生サロンや国際交流センターなどの関係機関が発行する機関紙等を活用する		文化国際課
			市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置	市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等で周知した 市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置した	A	今後も様々な広報媒体を活用し、相談窓口の周知に努める 相談カードの設置場所の拡大に努める	市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置		男女共同参画センター
			国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	相談者の状況に応じて、必要と思われる関係各機関と連携を図った	A	国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく		保護課
			市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	市広報、パンフレット、ホームページ等周知した	A	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく		介護・高齢福祉課
			広報紙、ホームページ等で周知する	ホームページ等を通して周知を行った	A	継続的に周知を実施する	広報紙・ホームページ等で周知する		障害福祉課
			市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく	市広報やパンフレット、ホームページ等で周知した	A	市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく	市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく		こども保健福祉課
			母子健康手帳別冊に掲載	妊娠届出時に母子健康手帳別冊を交付3,070件	A	母子健康手帳別冊に各種相談窓口を掲載し、交付	母子健康手帳別冊に各種相談窓口を掲載し、交付		こども保健福祉課
			引き続き、市広報、ホームページ、リーフレット等で周知していく	毎月、随時掲載 随時配布	A	引き続き実施し、各種団体・会合でリーフレット配布	引き続き、市広報、ホームページ、リーフレット等で周知していく		保健予防課
		市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した	A	市広報・ホームページの充実を図る	引き続き市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく	こども未来課 (青少年育成室)		
		市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した	A	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく	教育支援課		
		生涯学習いきいき出前講座等の参加者への周知	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知した	A	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知する	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知する	人権センター	
			講座内容に沿った相談窓口を紹介する	講座内容に沿った相談窓口を紹介した	A	講座内容に沿った相談窓口を紹介する	講座内容に沿った相談窓口を紹介する	市民生活課	
			多文化共生推進に向けて出前講座を行っていく	小中学校、高校、市民大学(熟年クラス)等において、多文化共生の推進や取り組みに関する内容の出前講座を行った	A	対象年齢など講座の参加者に応じた、わかりやすい講座内容が求められる	引き続き、幅広い年齢層に応じた、わかりやすい講座内容を工夫しながら、多文化共生推進の取り組みに関する出前講座で行っていく	文化国際課 (多文化共生推進室)	
			出前講座やさなかカレッジ等の講座での周知 デートDV予防講座での周知、啓発品配布	出前講座やさなかカレッジ等の講座で周知した 若年者向けのデートDV予防講座時に啓発品を配布した	A	生涯学習いきいき出前講座に加えて、市内教育機関での出前講座の拡大を図り、若年層へも周知を図っていく	出前講座やさなかカレッジ等の講座での周知 デートDV予防講座での周知、啓発品配布	男女共同参画センター	
			講座内容に沿った相談窓口を紹介する	講座内容に沿った相談窓口を紹介した	A	講座内容に沿った相談窓口を紹介していく	講座内容に沿った相談窓口を紹介する	介護・高齢福祉課	
			出前講座・各種団体への説明会等、機会を捉えて周知する	出前講座・各種団体への説明会などの際に周知を行った	A	継続的に周知を実施する	出前講座・各種団体への説明会等、機会を捉えて周知する	障害福祉課	
			出前講座等への参加者へ周知をしていく	出前講座等への参加者へ周知を行った	A	出前講座等への参加者へ周知をしていく	出前講座等への参加者へ周知をしていく	こども保健福祉課	
出前講座で参加者へ周知	出前講座で参加者への周知を行った		A	継続的に周知を実施する	出前講座で参加者へ周知	健康づくり課			
講座内容により必要時紹介	講座内容により必要時紹介		A	継続的に周知を実施する	講座内容により必要時紹介	保健予防課			

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
 重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
 平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
			・必要に応じて相談窓口を紹介していく	・必要に応じて相談窓口を紹介した	A	・必要に応じて相談窓口を紹介していく	・必要に応じて相談窓口を紹介していく		教育支援課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
5	生活安定と自立促進	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を開催	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 67件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 16回、128件	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 44件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 16回 128件	A	・経済状況の悪化を原因とした経済的支援を必要とする母子家庭が増加する中、資格取得や技能の習熟を促進し就労支援に取り組む	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 35件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 16回 128件	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を継続して実施する	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		・母子家庭、父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選の実施	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく	・3戸以上の募集団地を対象に内数で優先戸数を設け、母子家庭、父子家庭を含む優先世帯のみで抽選を実施した ・これに落選しても再度一般抽選を行い、当選確率を高めるよう配慮した	A	・限られた提供戸数の中で、一定の配慮のもと、公正かつ適切に優遇措置を実施していく	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく	市営住宅課
6	各種制度の利用促進と情報提供	・児童扶養手当の支給、一人親家庭等医療費の助成	・前年度に引き続き児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成の支給資格認定を行い支援していく	・児童扶養手当の支給資格者数 2,687人 ・一人親家庭等医療費支給資格者数 6,369人	A	・窓口での案内不足により必要な支援が受けられなかったということがないよう、制度の案内を徹底すると共に「広報よっかいち」等で周知する	・前年度に引き続き児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成の支給資格認定を行い支援していく	・児童扶養手当については、法改正により平成22年8月から支給対象となった父子家庭を含め、引き続き支援を行っていく ・一人親家庭等医療費の助成については、引き続き実施し、制度のさらなる周知に努めていく	こども保健福祉課
		・保育料母子減免	・保育料母子減免世帯 270件	・保育料の母子減免を行い、母子家庭の経済的支援を行った 減免世帯 257件	A	・未申請の世帯に対して周知を図る	・保育料母子減免世帯 270件	・母子家庭の経済的支援と自立のための事業を行う	保育幼稚園課 こども保健福祉課
		・母子寡婦福祉資金の貸付	・県の貸付事業、母子寡婦福祉資金の貸付の受付	・県の貸付事業、母子寡婦福祉資金の貸付の受付	A	・継続して周知していく	・県の貸付事業、母子寡婦福祉資金の貸付の受付		
7	相談の充実	・女性相談員による相談の充実	・女性相談員による女性のための相談の実施 ・男性相談員による男性向け電話相談の試行実施 ・男性相談員による男性向け電話相談の試行実施	・女性のための相談件数(3763件) ・男性相談員による男性向け電話相談を1ヶ月間試行実施 ・電話相談ボランティアによる夜間電話相談を月1回実施	A	・相談員の資質向上を図る ・電話相談の夜間対応、男性向け相談実施等相談の充実を図る	・女性相談員による女性のための相談の実施 ・男性相談員による男性向け電話相談の実施 ・女性相談員による女性のための夜間電話相談(週1回)の実施	・女性相談員による相談体制を強化していく ・男性向け相談の実施を検討する	男女共同参画センター
		・母子自立支援員による相談の充実	・母子相談 相談件数 1,300件	・母子相談 相談件数 1,592件	A	・経済状況の急変や働き方の多様化など社会の変化とあいまって、複雑な相談に対応できるようスーパービジョンの実施が今後の課題である ・研修会等にも参加し力量を向上させる	・母子相談 相談件数 1,600件	・母子自立支援員による相談を充実する	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)

男女共同参画プランよっかい施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	各種健(検)診の充実	・各種健(検)診(子宮がん・乳がん等)について継続実施	・各種健(検)診(子宮頸がん・乳がん等)について継続実施	・子宮頸がん検診:15,331人 ・乳がん検診(マンモ):8,080人 ・乳がん検診(エコー):391人 ・がん検診推進事業による子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診(男女)無料クーポン券の配布 ・40歳・45歳の方を対象にコールリコール実施	A	・無料クーポン券の利用率を向上させるための啓発方法の充実	・各種健(検)診について、継続実施	・継続して事業を実施していく(クーポン配布については、国の動向をみながら継続の予定)	健康づくり課
2	女性外来の充実	・本市における女性外来の開設	・女性医師の確保	・女性医師を24年度中に4名採用、25年4月採用者として女性医師6名確保	A	・女性医師に加え、女性技師(放射線技師)の人材確保につとめる	・女性医師に加え、女性技師(放射線技師)の採用試験を行っていく	・市立四日市病院の女性医師等の人材確保に努める	市立四日市病院
			・引き続き市民からの問い合わせに対して女性外来を設置する医療機関を案内していく	・問い合わせがあった場合には、女性外来を設置する医療機関について紹介	A	・引き続き、必要に応じて女性外来を設置する医療機関を紹介する	・必要に応じて女性外来を設置する医療機関を紹介する	・女性外来を設置する医療機関の周知に努める	健康福祉課
3	健康増進、生活習慣病予防、介護予防講座の充実	・生活習慣病の予防改善や介護予防事業の充実 ・市民と協働した、生涯を通じて健康づくりに取り組む機会や場の拡大	・新たな2地区で取り組みの拡大を行う	・平成24年度に新たに働きかけた2地区における健康づくりの意識向上が図れたことに加え、平成23年度から取り組んでいる地区においても継続的な活動を実施できており、市民への健康づくりの浸透につながった	A	・さらに多くの市民が健康づくりに取り組めるよう、健康情報の伝達方法や実践の場の周知について、地域、健康ボランティアと連携した取り組みを実施し、健康づくりの浸透を図る	・さらに新たな2地区を加え、拡大	・市で実施する健康づくり事業充実に加え、健康ボランティアによる地域の身近な場所での健康づくり実践活動の拡大を行う	健康づくり課
4	女性のための健康相談・情報提供の充実	・訪問・来所・電話での健康相談の実施	・[成人健康相談] 来所・電話等による健康相談の継続実施	・総合健康相談、重点健康相談として、来所・電話相談、健康教育と併設(実績には、男女を含む);2,651人	A	・関係機関との連携を保つため、互いの業務内容を把握していることが必要	・[成人健康相談] 来所・電話等による健康相談の継続実施	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室と連携し、相談を充実する ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく	健康づくり課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	・性に関する相談の継続実施	・性に関する相談の継続実施	・該当の相談件数 0件	B	・関係機関との連携強化だけでなく、情報の共有化を図る	・関係各機関との連携強化による迅速な対応を図りつつ継続して事業を実施する。	・継続して事業を実施する	こども未来課(青少年育成室)
		・命の尊厳や心のつながりを重視し、発達段階に応じた性教育を推進	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	A	・今後も学習指導要領に基づき、指導していく	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) 小学校 39/39校 中学校 22/22校 ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	・学習指導要領に基づいた性教育を実施する	指導課
6	薬物乱用・喫煙防止のための教育の充実	・喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供	・視聴覚教材の提供	・視聴覚教材の貸出しを行った延べ24本	A	・幼稚園長会、小中学校長会等を通じ、視聴覚教材の貸出しについて周知を図る	・幼稚園、小中学校に対し視聴覚教材の貸出しを継続して行う	・視聴覚教材の貸出しを継続しつつ教材についても見直しを図る	こども未来課(青少年育成室)
		・薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」の開催	・薬物乱用防止教室の実施 小学校 11校 中学校 4校 ・非行防止教室の実施 小学校 14校 中学校 7校	A	・幼稚園長会、小中学校長会等を通じ、「薬物乱用防止教室」および「非行防止教室」の実施について周知を図る	・「薬物乱用防止教室」および「非行防止教室」の実施を継続する	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」を実施する ・教職員による「薬物乱用・喫煙防止を目的とした授業」を実施する	こども未来課(青少年育成室)
		・未成年への喫煙等防止指導の実施	・薬物乱用防止教室とともに喫煙防止指導を実施する	・街頭補導等による見守り活動において、喫煙防止指導を行った補導人数 67名	A	・街頭補導による見守り活動だけでなく、薬物乱用防止教室や非行防止教室においても、喫煙防止についての指導内容を充実させる	・街頭補導による見守り活動における喫煙防止指導を行い、薬物乱用防止教室においても指導内容の充実を図る	・未成年への喫煙等防止指導を実施する	こども未来課(青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成25年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	24年度			今後の課題・対策	25年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	・育児学級「パパママ教室」の実施 ・若年者層に対するデートDV防止講座の実施	・平成23年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催、必要に応じて開催回数増)	・年間16回実施(うち、日曜日に6日間実施、このうち4日間は、午前・午後2回実施)	A	・休日開催日への参加希望が多いため、申し込み人数によって、午前・午後2回実施体制を継続	・月1回実施 ・日曜実施日は、参加希望数によっては、午前・午後の2回実施(H25年度は、日曜日5日間予定)	・父親(妊婦の夫)の参加向上に向けての休日開催などの実施	こども保健福祉課
			・中学生以上の教育機関で、デートDV予防講座(出前講座)を開催 ・小学生以下には人権擁護委員との協働でジェンダー-について学習する講座を実施(小学校21回)	・中学生以上の教育機関で、デートDV予防講座(出前講座)を開催(中学生2回) ・小学生以下には人権擁護委員との協働でジェンダー-について学習する講座を実施(小学校21回)	A	・今後も中学校以上の教育機関に対して、デートDV防止講座(出前講座)の開催を働きかける ・保育園、幼稚園、小学校には、人権擁護委員と連携し、ジェンダー-について学習する講座を開催する ・各学校での取り組みに繋がるよう教職員を対象にした研修も実施する	・中学生以上の教育機関で、デートDV予防講座(出前講座)を開催 ・小学生以下には人権擁護委員との協働でジェンダー-について学習する講座を実施していく	・市内教育機関等と連携し、デートDV予防教育講座を実施	男女共同参画センター
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス相談の充実	・妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・育児相談・育児学級の実施 ・妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ・電話相談の実施	妊婦一般健康診査(14回) 乳児一般健康診査 1歳6か月健康診査 3歳児健康診査 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 こんには赤ちゃん訪問	妊婦一般健康診査 総受診者数 34,018人 乳児一般健康診査 4か月健診 2,735人 10か月健診 2,567人 1歳6か月健康診査 2,797人 3歳児健康診査 2,669人 デンタルマタニティー・スクール 65人 離乳食教室 681人 歯八八の教室 1,428人 育児相談 1,845人 妊産婦・乳幼児訪問指導 6,346人 電話相談・来所相談 13,016人 こんには赤ちゃん訪問 2,740人	B	・乳幼児健診の未受診者把握率向上の努力を継続するとともに、各種相談、教室等の内容充実と利用啓発を実施	・H24年度に引き続き実施 妊婦一般健康診査(14回) 乳児一般健康診査 1歳6か月健康診査 3歳児健康診査 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談・来所相談 こんには赤ちゃん訪問	・妊娠期からの健康管理について、今後も健診事業を始め保健事業を継続していく ・乳児期に訪問をおこなう「こんには赤ちゃん」訪問事業を通して、乳児をはじめ、親となる父母への支援として育児相談など保健サービスを提供していく	こども保健福祉課
9	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	・母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知、使用についての啓発の継続実施	・母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、周知及び啓発を行った	B	・母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、周知及び啓発を強化する	・母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、周知及び啓発を行う	・母子手帳交付時に健康管理カードの紹介を行うことで、健康管理を支援していく	こども保健福祉課

2. 審議会による評価

(1) 総括評価

四日市市においては、平成23年度からの総合計画の中に男女共同参画の視点が位置づけられ、男女共同参画社会の実現を目指し、住民の意識啓発、社会環境の整備及び女性の人権の尊重のための各種施策に積極的に取り組んでいること、また毎年全所属の進捗管理を行っていることは非常に評価できる。

しかし昨年度の評価でも指摘を行ったが、進捗状況の評価方法が実施主体(市役所担当所属)による、事業を実施できたか、できなかったかという視点での評価となっているため、男女共同参画の推進がどの程度進んだかが一向に見えてこない。また担当所属によって、評価や事業計画、課題・対策、方針等の考え方に温度差があるように感じる。平成27年度からの次期プランの策定に当たってより実質的な評価が出来るよう指標の設定も含めて検討するという事であるが、その検討に際しては下記の点を考慮いただきたい。

評価方法について事業の進捗状況の評価ではなく、男女共同参画の数的、質的な成果を反映するような方法を検討いただきたい。また、評価も実施主体だけでなく、その実施事業の受けて側の意見が反映する形を取り入れるよう検討をお願いしたい。

指標や目標値については、達成できる数値ではなく、さらに上を目指せるような努力目標とするようにしたほうが望ましい。

今後の課題・対策に対する対応結果を翌年度の評価の中でPDCAをふまえて報告するようにしていただきたい。

事業計画については、1年毎に何をどこまでするかを具体的に示し、毎年度の進捗が見えるような形にしていきたい。

(2) 基本目標ごとの取り組みに対する評価

男女共同参画のための意識づくり

男女共同参画センターの利用者が年々減少している。男女共同参画推進のための事業のあり方が、「啓発」から「課題解決型」へと移行してきており、講座定員の設定も変わってきていることも一因と考えられるが、男女共同参画センターでの事業内容や無料で利用できる駐車場があることなどをもっと周知していく必要がある。

地区市民センター館長への女性の登用については進んでいないながらも、副館長への登用は増えており、中長期的な視野で館長への女性登用を進めている点については評価できる。今後も地域での意識啓発を進めるためにも更に積極的な取り組みが望まれる。

男性の意識だけでなく、女性の意識も変わらないことも問題である。最近の国の若者意識調査では、若い女性の専業主婦願望率が以前よりも増加するなど、男女共同参画の意識が高くなってきているとはいえ面も現れており、今後さらなる男女共同参画についての普及・啓発が望まれる。

幼少期からジェンダーの視点を持って物事を判断する力を育てることが非常に大切であり、機会を見つけてはジェンダーにとらわれない保育を実施していることは評価できる。今後も、ジェンダーにとらわれない個を大切に保育・教育を進めていくことが望まれる。

・男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

審議会への女性委員の登用については、「女性委員登用推進要綱」に基づいて取り組みが行なわれているが、今年度は前年度に比べ0.4%減少している。女性委員登用率が伸び悩んでいる理由として、審議会が必要とする専門分野にまだ女性が少ない等の現状があることは事実であるが、市の管理職をはじめ担当職員の意識不足も否めないところはある。今後は、実績評価に記載されているように審議会の委員選出規定等の見直しと共に、職員の意識向上を図る必要がある。

市役所における管理職への女性登用については前年度に引き続き増加していることは評価できるが、その登用率は10.7%（一般行政職）とまだ低い状況である。形が意識を作るという側面もあるので、意識啓発の意味でも是非目標をもって女性を管理職に登用していただきたい。

また、市民に対しては、男性の育児参加の事業を積極的に行っているにも関わらず、市役所内での男性職員の育児休業取得が増加していない。市職員のワーク・ライフ・バランスに対する取り組みも望まれる。

民間企業の女性管理職は割合が減ってきている。今の経済情勢の中では、民間企業にとっては厳しいところではあるが、行政からも女性管理職登用を促進するための働きかけが望まれる。

地域社会での男女共同参画の推進については、女性自治会長は相変わらず少ないものの、女性自治会長を増やすために、自治会長へのアンケート実施や自治会への働きかけを行っていることは高く評価できる。今後、市民団体と協働で、防災を切り口に地域社会づくりの中に女性が必要なことを実感してもらう働きかけが進行していく点について期待したい。

父親向けの子育てに関する講座や父親向けのあそぼう会などを継続して開催している効果の表れか、近年、街中でも父と子の光景を見る機会が多くなったと思われる。今後は、これから父親となる男性向けに、父親としての自覚が生まれるような講座の開催も必要である。また、講座受講生が今後さらに幅広く活躍できる場が市役所の組織を越えて設定されることも望まれる。

ファミリーサポートセンターでは、経済的に余裕がなく必要な人がサービスを利用できないということも起こってきている。今後、子育て環境を整備充実していく中で、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、経済的な支援も考えていく必要がある。

・男女共同参画の視点に立った個人の尊重

DV相談の連絡先が記載された紹介カードが、被害女性でも取りやすいように行政機関のトイレに置かれており、配慮されているのは評価できるが、スーパーマーケットなど民間施設への設置や公共交通機関の中吊り広告の利用等、より多くの女性がその情報に触れられるよう更なる工夫が望まれる。

相談室で受ける相談件数が昨年に比べ激増している。これは相談内容が多様化・複雑化してきており、関係機関との連絡調整も含め、一人あたりの相談回数が増加していることによるものであるが、このような状況の中で、相談員の資質向上、相談員自身の精神的サポートのためには、今後もスーパービジョンを継続的に実施していく必要がある。

生涯を通じた健康の保持・増進について、健康増進、生活習慣病予防、介護予防のための事業が行われているが、この中に、災害時に「要援護者」にならないという視点も入れた取り組みが望まれる。

実施計画の進捗に関して参考とする指標

基本 目標	項 目	基準値 (H21年度実績)	(H22年度実績)	実績値 (H23年度実績)	(H24年度実績)	備 考
	男女の地位が平等と感じている人の割合()	11.8%	-	16.6%	-	(基準値)19年3月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合()	58.4%	-	61.2%	-	(基準値)19年3月調査
	男女共同参画センター利用者数	14,087人	14,883人	11,506人	10,981人	
	市の一般行政職における管理職(課長級以上)の女性割合	6.7% (13人/194人)	8.2% (15人/183人)	9.1% (17人/187人)	10.7% (20人/187人)	(基準値)22年度実績 (実績値)23・24・25年度実績
	女性人材リスト ¹ 登録者数	99人	112人	137人	147人	
	女性の自治会長の人数	17人/722人	19人/725人	19人/730人	18人/733人	(基準値)22年度実績 (実績値)23・24・25年度実績
	保育所待機児童数	22人 (4/1現在4人)	35人 (4/1現在0人)	51人 (4/1現在9人)	46人 (4/1現在6人)	平成25年度実績 (4/1現在9人)
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合		7.8%	6.2%	6.6%	四日市市雇用実態調査より (H22年度より調査開始)
	家族経営協定 ² の締結数	20件	24件	24件	24件	
	母子世帯数 上記の内、生活保護を受給している世帯数	3,495世帯 183世帯	3,613世帯 211世帯	3,673世帯 247世帯	3,690世帯 237世帯	
	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	2,146件 1,328件	1,957件 1,121件	2,434件 869件	3,763件 2,438件	
	一時保護を行った件数と人数	件数 13件 人数 31人	件数 13件 人数 26人	件数 10件 人数 17人	件数 14件 人数 37人	
	DV防止法による保護命令の発令件数	9件	3件	3件	8件	

()の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。

【用語解説】

1 女性人材リスト

教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の選任に役立つ目的で市が作成しているリスト。

2 家族経営協定

日本の農業経営は家族経営が一般的であり、農業に従事するのは経営主(世帯主)、配偶者等家族全員である。しかし収入は経営主に帰属するので、経営主と同じように働く配偶者やその他の家族には働きに見合う収入は認められていない。家族経営協定とは、農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするために家族内でつくられるルール。家族経営協定が締結されることにより、共同経営者である女性も認定農業者になれる、農業者年金に加入できるなど、農業経営における女性の地位向上が図られる。